



福島市
FUKUSHIMA CITY



福島市

暮らしの便利帳

市民ガイドブック

福島市で生活するあなたへ



ようこそ福島市へ



福島市長
木 幡 浩

西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に挟まれた信達平野（福島盆地）に広がる「福島市」は、福島県の県都として政治・経済・教育・文化などの都市機能が集積しています。

また、四方を囲む山々や市街地中央に鎮座する信夫山、幾筋もの河川が注ぐ阿武隈川などの自然環境にも恵まれ、東北を代表する温泉地や「桃源郷」とも称される花見山、盆地特有の気候に恵まれた美味しいくだものなど、魅力ある資源を多彩に有する、人情味あふれる住みよいまちです。

ここ数年は、コロナ禍の長期化、人口減少の加速、気候変動等に伴う災害の多発や物価高騰など、私たちは未だ経験したことのない未知の領域にいます。そのような中で本市は、地域活力の再生、人口減少対策、新時代の投資としてのデジタル化・ゼロカーボン化に重点を置きながら、ポストコロナに向け積極的に施策展開し、「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市～世界にエールを送るまち ふくしま～」を目指しております。

この冊子は、各種手続きの方法、相談・問い合わせ先などを掲載した「暮らしの便利帳」です。毎日の暮らしの中でご利用いただければ幸いです。

令和5年10月

福島のデータ

- 市制施行…1907（明治40）年4月1日
人口31,835人 戸数5,251戸の
福島市が誕生しました。
- 面積…767.72km²（東西30.2km、南北39.1km）
- 東経…140度28分29秒
- 北緯…37度45分39秒
- 人口…269,557人（男130,883人／女138,674人）
- 世帯数…125,104世帯
（人口・世帯数は令和5年4月末現在）

市民憲章

- 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

市章



市章は、「フ」の字を9字、「マ」の字を4字組み合わせることで図案化したもので、四囲に大きく発展することを表現しています。
大正13年6月4日制定

市の木・花・鳥



●市の木／ケヤキ



●市の花／モモ



●市の鳥／シジュウカラ

名誉市民 古関裕而



古関裕而氏は明治42年に福島市で生まれました。生涯5,000曲にもおよぶ作品を残し、日本の音楽文化の普及と向上に大きく貢献した作曲家です。
代表作は「長崎の鐘」や夏の高校野球甲子園大会のテーマ曲「栄冠は君に輝く」など。福島市名誉市民第一号。平成元年8月逝去。令和5年野球殿堂入り。

2・3 急病・救急・事故・火災

3・4 災害

5・6 困ったときは

暮らしのSOS



7 戸籍の届出・住民登録
10・11 後期高齢者医療制度

8・9 印鑑登録・証明書・マイナンバーカード
11・12 国民年金

9・10 国民健康保険
12・13 税金

窓口での手続



14 ごみとリサイクル
17 パスポート・ペット

15・16 上・下水道とし尿処理
18・19 交通

16・17 住宅・消費生活

暮らし



20・21 母と子の健康
25・26 介護保険

22・23・24 健康づくり
27 障がい福祉

24・25 高齢者の福祉

健康・福祉



28・29 子育て・入園入学

子育て・教育



30 生涯学習

31 町内会活動・市民活動・共創のまちづくり

31 国際交流

市民活動



32・33 就労・経営・起業

はたらく



34 市議会と選挙

市議会・選挙



34・35 広報・広聴

市政情報



36 本庁
39 支所・出張所・行政サービスコーナー

37 保健福祉センター・保健所

38 支所・出張所

市庁舎案内



40～43 各施設の電話番号

暮らしのダイヤル



凡例 問:問い合わせ先 所:所在地 ☎:電話番号 FAX:ファクシミリ ✉:Eメールアドレス
🕒:営業時間 休:休館日・定休日 P:駐車場 MAP:地図

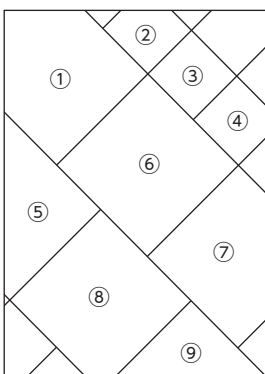
[ホームページらくらくアクセス](#) の使い方

本文中に [ホームページらくらくアクセス](#) の表示がある内容については、福島市公式ホームページに、関連する情報が掲載されています。

右記の「市民ガイドブック連動インデックス」ページから、[ホームページらくらくアクセス](#) の該当する番号をクリックしお進みください。



※このガイドブックは、一部を除き令和5年10月現在の情報に基づき作成しています。最新の情報については、各問い合わせ先にご確認ください。



表紙の写真

- ①五色沼「魔女の瞳」
- ②円盤餃子
- ③じょーもびあ宮畑
- ④モモ
- ⑤古関裕而生誕100年記念モニュメント(福島駅東口)
- ⑥天戸川桜の里公園の桜と吾妻小富士「雪うさぎ」
- ⑦わらじまつり
- ⑧あづま総合運動公園「イチョウ並木」
- ⑨土湯温泉

急病・救急・事故・火災

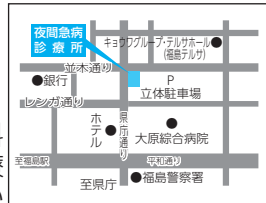
夜間急病診療所

夜間における急な発病やけがなどの応急的な処置、治療を受けることができます。

- ・診療日：年中無休
- ・診療時間：午後7時～翌朝7時30分（受付は午後6時30分～翌朝7時）
- ・診療科目：内科、外科、小児科（小児科は午後10時までの診療となります。また、午後11時からは内科か外科のいずれかの医師の診療となります。）

☎525-7672

病院や診療所と同様に、初診料、夜間診療加算料などがかかります。健康保険証、各種医療費受給者証、診療費（現金）を忘れずにお持ちください。往診は行いません。
 上町5-6（上町テラスビル2階）



休日救急歯科診療所

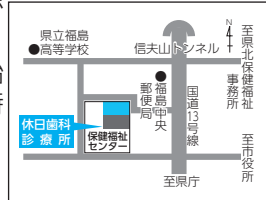
休日における急な歯の痛みや歯にけがをした場合の応急的な処置、治療を受けることができます。

- ・診療日：日曜・祝日・年末年始
- ・診療時間：午前9時～午後5時（受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分）

☎525-7673

病院・診療所・歯科医院と同様に初診料、休日加算料などがかかります。健康保険証、各種医療費受給者証、診療費（現金）を忘れずにお持ちください。往診は行いません。

森合町10-1（保健福祉センター1階）



休日の当番医

日曜・祝日および年末年始の急病患者が対象です。

- ・受付時間：午前9時～午後4時30分

休日当番医療機関名は、市のホームページや市政だよりのほか、日曜・祝日の福島民報、福島民友などの各新聞でもお知らせしています。

▶ [ホームページからアクセス](#) 1

（医療機関の地図もご覧いただくことができます。）

福島県救急電話相談

急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が24時間365日受けられる電話相談窓口です。

- ・開設日時 毎日24時間
- ・携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの #7119
- ・固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#7119」につながらない場合には

☎524-3020

福島県子ども救急電話相談

夜間急に身体の具合が悪くなった子どもの様子をお聞きし、専門家が家庭で可能な対処法などについてのアドバイスを行い、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

- ・開設日時 毎日午後7時～翌朝8時
 - ・携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの #8000
 - ・固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#8000」につながらない場合には
- ☎521-3790

緊急時の通報

119 消防車・救急車の要請

通報を受けると係員が次のようなことをお尋ねいたします。1つずつ落ち着いて教えてください。

- ・火事なのか、救急なのか？
- ・場所はどこなのか？（住所と世帯主名、目標物など）
- ・状況は？（何が燃えているのか、病人・けが人の状況）また、以下についてご協力をお願いします。
- ・救急の場合は、救急車が到着するまでに健康保険証、お薬手帳、救急安心お守りカードなどを用意してください。
- ・救急車のサイレンが聞こえてきたら、案内人を出してください。
- ・付き添いは最小限にしてください。

聴覚や発話等に障がいのある方の通報方法

- ・FAX119：FAXを利用した119番通報（局番なしの119でFAX送信。事前登録は不要です。）
- ・NET119：携帯電話やスマートフォンのインターネットを利用した119番通報（事前登録が必要です。）

消防本部通信指令課 ☎534-9104

心肺蘇生法～救急車が到着するまでの応急手当

- ・意識がないとき…普段どおりの呼吸をしているか確認
 - ・呼吸がないとき…胸骨圧迫（心臓マッサージ）
- ※いざというときのために、自動体外式除細動器（AED）の取扱いを含む救命講習会を実施しております。

消防本部救急課（☎534-9106）または、お近くの消防署（暮らしのダイヤル参照）

110 事件・事故の通報

110番通報をかけると、福島市の警察本部通信指令室において集中受理し、通報者に次のことをお尋ねします。

- ・事件ですか？事故ですか？（盗難被害、交通事故）
 - ・いつのことですか？（通報の○分前）
 - ・場所はどこですか？（住所、目標物）
 - ・けがした人はいますか？（性別、年齢、負傷部位）
 - ・犯人はわかりますか？（性別、年齢、特徴）
 - ・何で逃げましたか？（車の色、形、ナンバー）
 - ・逃げた方向は？（国道○号上り方向、○○駅方向）
 - ・どんな状況ですか？（簡単な説明）
 - ・あなたの名前と関係は？（当事者、目撃者）
- ※今いる場所が分からないときは、落ち着いて周りを見渡し、目の前の建物や、電柱の番号など、目標となる物を教えてください。
 （例…公的機関、学校、金融機関、医療機関、交通機関、道路、団地・アパート・ビル、飲食店等）

●通常の110番通報が困難な場合、言葉や耳の不自由な方はEメール、FAXをご利用ください。

SOSメール110番 ✉ fp-sos.mail-110@aqua.ocn.ne.jp
 FAX110番 ☎521-5110

急病・救急・事故・火災

● 携帯電話からの通報について

- ・安全な場所に止まり、周りに危険がないことを確認してから通報してください。
- ・場所が分からなくなるので、その場を離れずに通報してください。
- ・通報中は、すぐに電話を切らず、警察官の質問に最後までお答えください。
- ・通報後、警察官から電話がかかってくることがあるので、電源は切らないでください。

市民交通災害共済

もしもの交通事故に備えて、ご家族そろってご加入ください。

- ・加入資格：福島県内の13市に住民登録している方
- ・会費：年額1人500円（年度途中加入でも同額です）
- ・見舞金支払事故：国内での交通事故（飛行機・船舶の事故を除く）
自転車事故も一定の条件を満たせば支給対象となります。
- ・見舞金等の額：見舞金は入院・通院実日数に応じて2万円から30万円まで9等級、死亡弔慰金100万円・重度障害見舞金30万円

暮らし課安全安心・避難者支援係 ☎525-3787
または各支所・出張所（→P.38・39）

交通遺児激励金制度

交通事故で父母等を亡くした、児童生徒の保護者に対して激励金を支給します。

- 対象児童生徒…交通事故で父母等を亡くした、小学校・中学校在学の児童生徒（支給対象者としての登録が必要となります）

- 支給対象者…対象児童生徒の保護者

- 激励金…福島市及び福島市交通対策協議会からの二種類の激励金

暮らし課安全安心・避難者支援係 ☎525-3787

火事の情報は

発生中の火災などに関する情報をお知らせしています。

☎050-1807-3991（音声案内）

福島市消防・災害情報メールサービス（自主登録型メール配信）

- ▶市消防本部のホームページから登録できます。

証明書が必要な場合

罹災証明書（火災） 消防本部予防課 ☎534-9103

救急搬送証明書 消防本部救急課 ☎534-9106

- ▶[ホームページ](#)からアクセス **2**

交通事故証明書 自動車安全運転センター福島県事務所 ☎591-4111

- ▶http://www.police.pref.fukushima.jp/tetuduki/t_1.html

災害

気象情報に注意

地震の予知、被害の想定は容易ではありませんが、台風や大雨などの風水害は、気象情報などの進歩により「予測」が可能となっています。

事前の準備次第で被害を最小限にすることができますので、日頃の気象情報には十分注意しましょう。

● 気象警報・注意報

大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」が発表されます。特に、「特別警報」が発表されたときは、直ちに安全を確保してください。

外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所に移動するなど、ただちに命を守る行動をとってください。

● 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったときに、避難指示等の災害対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表される防災情報です。

避難情報

市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、災害対策基本法に基づき、次のような避難情報を発令します。

● 高齢者等避難

人的被害が発生する可能性が高まっている状況において発令します。

高齢者や避難に時間を要する避難行動要支援者の方は、支援者とともに早めの避難を始めてください。また、その他の方は避難に向けた準備をしてください。

● 避難指示

人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況において発令します。

危険な場所から全員避難してください。

避難の時間的な余裕がない場合は、生命を守る最善の行動をしてください。

● 緊急安全確保

災害が発生または切迫している状況において発令します。

ただちに安全を確保し、命を守る行動をとってください。



災害

防災・災害に関する情報配信

気象警報や避難情報などを、多様な情報配信手段を使用し、すばやく確実にお知らせしています。

●コミュニティFM

福島コミュニティ放送（FMポコ）に災害緊急割り込み放送を行います。また、災害が発生した場合は、臨時災害ラジオ局として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。
FMポコ周波数 FM76.2MHz

●防災ウェブサイト

市のホームページに防災情報専用のサイトを開設し、様々な防災関連情報をお知らせします。



<http://bousai.city-fukushima.jp/>

●SNS

市の公式LINE、X（Twitter）に、防災情報を発信します。



●全国避難所ガイド

（防災情報等の提供に関する協定を締結）
スマートフォンの無料防災アプリ
全国の避難所等の場所や各種ハザードマップが確認できます。



●避難所の混雑状況

（株式会社パカンと災害時応援協定を締結）
避難所の混雑状況を地図上で確認することができます。

「MAP型混雑検知システム」



●防災アプリ

令和5年4月1日から防災アプリをリニューアルしました。気象警報など防災・災害に関する情報をプッシュ通知で受け取ることができます。旧防災アプリは使用できませんので、新アプリをインストール後に削除してください。



福島市公式防災アプリ

iOS版

Android版

●緊急速報メール

NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルで対応機種の手持電話に緊急性の高い情報を送信します。災害等に関連するエリアに一斉配信され、受信時にはポップアップや警告音によりお知らせします。

●防災と災害情報メールマガジン

登録いただいたメールアドレスに、防災情報を配信します。
登録方法：防災ウェブサイト内の「防災メールマガジン」をクリックし、画面の指示に従い、登録してください。
※受信設定の変更が必要な場合があります。

●テレビのデータ放送

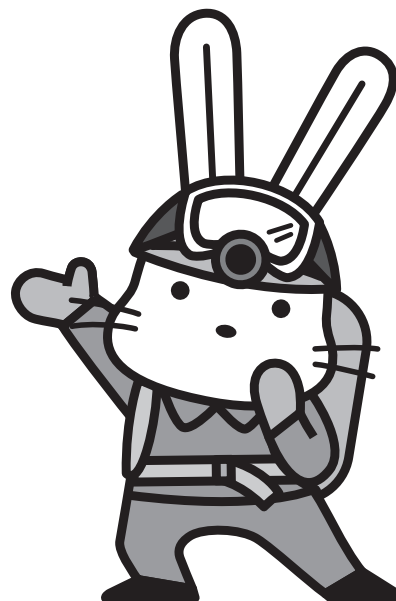
テレビでは、リモコンの「d（データ放送）」ボタンを利用することで、災害時の高齢者等避難や避難指示、避難所開設状況などを確認できます。

災害用伝言ダイヤル 171

災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

局番171

▶ <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>



困ったときは

各種相談窓口

相談の種類	相談日時	問い合わせ先	備考
市民法律相談	毎月第1・第2・第3・第4金曜日 午後1時30分～午後4時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	市民相談室 ☎535-2121	弁護士が相談に応じます。市民相談室へ予約が必要です。(相談は年度内一回)
市民一般相談	月～金 午前9時30分～正午・午後1時～午後4時45分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	市民相談室 ☎535-2121	市の相談員が相談に応じます。
登記相談	毎月第1・第3水曜日 午前10時～正午・午後1時～午後3時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	福島県司法書士会福島支部 ☎529-7331 県公共嘱託登記士地家屋調査士協会北支所 ☎531-0986	司法書士及び土地家屋調査士が不動産登記などの相談に応じます。 (土地家屋調査士協会は午前のみ)
行政相談	毎月第1・第3木曜日 午前10時～正午 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	福島行政監視行政相談センター ☎534-1101	行政相談委員が相談に応じます。
	毎月第2・第4木曜日 午前10時～正午 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	男女共同参画センター ☎521-8331 (相談専用ダイヤル)	
消費生活相談	月～金 午前9時～午後4時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	消費生活センター ☎522-5999 (消費生活相談専用) ☎522-7867 (多重債務相談専用)	消費生活や多重債務に関する相談に専門の相談員が応じます。
公害苦情の相談	月～金 午前8時30分～午後5時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	環境課環境保全係 ☎573-2557	騒音、振動、悪臭などの公害の相談に応じます。
妊娠・出産・子育ての相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	こども家庭センター・えがお (こども家庭課母子保健係) ☎525-7671 FAX 572-3417	保健師や助産師、保育士などの専門職が妊娠期から子育て期までの様々な相談に応じます。
子どもと家庭に関する相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	こども家庭センター・えがお (こども家庭課家庭支援係) ☎525-3780 FAX 572-3417	育児負担、家庭内での悩み・児童虐待に関する相談に専門の相談員が応じます。
女性のための相談窓口 配偶者からの暴力・離婚問題等に関する相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	こども家庭センター・えがお (こども家庭課家庭支援係) ☎525-3780 FAX 572-3417	市の女性相談員等が相談に応じます。
ひとり親家庭福祉資金相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	こども家庭センター・えがお (こども家庭課こども家庭係) ☎572-7106 FAX 572-3417	ひとり親家庭を対象に福祉資金の貸付や給付を行っています。詳しくはご相談ください。
自立相談支援	月～金 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	生活福祉課生活支援係 ☎525-3725	自立相談支援・家計改善支援・住居確保給付金などの相談に応じます。
生活保護の相談	月～金 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	生活福祉課 ☎572-5465 (保護第一係) ☎572-5466 (保護第二係) ☎572-5467 (保護第三係) ☎572-5468 (保護第四係)	生活扶助・医療扶助などの相談に応じます。
生活福祉資金 生活援助資金	月～金 午前8時45分～午後4時30分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	福島市社会福祉協議会 ☎533-8877	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活安定を目的とする資金の貸付を行っています。連帯保証人などの条件がありますので詳しくはご相談ください。
高齢者の介護や生活・高齢者に対する虐待の相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	長寿福祉課 ☎529-5064 (地域包括ケア推進室) ☎525-7657 (長寿支援係) 各地域包括支援センター ⇒P.40をご覧ください	係員が相談に応じます。
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	福島市権利擁護センター ☎533-3341	高齢者や障がい者を主な相談対象にして成年後見制度の利用や権利擁護を目的にした生活の困りごとに関する個別相談に応じます。
複雑・複合的な問題に関する相談 (8050問題・ひきこもりなど)	月～金 午前8時30分～午後5時15分 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	共生社会推進課地域共生係 ☎572-3948	係員が相談に応じます。



困ったときは

相談の種類	相談日時	問い合わせ先	備考
福島県救急電話相談	毎日 24時間	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの#7119 固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#7119」につながらない場合は☎524-3020 	急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が24時間365日受けられる電話相談窓口です。
福島県子ども救急電話相談	毎日 午後7時～翌朝8時	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの#8000 固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#8000」につながらない場合は☎521-3790 	夜間急に身体の具合が悪くなった子どもの様子をお聞きし、専門家が家庭で可能な対処法などについてのアドバイスを行い、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

福島県警の相談窓口

相談の種類	相談日時	電話	備考
警察安全相談	月～金 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	☎#9110または ☎525-8055 FAX 523-1177	福島県警察本部県民サービス課
いじめ110番		☎0120-795-110	
ヤングテレホン		☎525-8060	
女性安全相談所	全日 ※不在にする場合があります。	☎522-1221	福島警察署駅前交番
性犯罪被害110番	24時間 土日・祝日及び執務時間外は 県警察本部当直で対応します。	☎#8103 ※一部の携帯電話などからは有料となります ☎0120-503-732	捜査第一課 女性からの性的犯罪に関わる被害の 申告・相談

上記以外の相談窓口など、詳しくは福島県警のホームページをご覧ください。▶https://www.police.pref.fukushima.jp/08.soudan/soudan_madoguchi.html

人権などに関する相談窓口

相談の種類	相談日時	電話	備考
みんなの人権110番	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く	☎0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)	福島地方方法務局
子どもの人権110番	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く	☎0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	福島地方方法務局
ダイヤルSOS (いじめ、不登校など)	月～金 午前10時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	☎0120-453-141 (フリーダイヤル)	福島県教育センター
女性の人権ホットライン	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く	☎0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)	福島地方方法務局
女性に関する あらゆる相談	午前9時～午後9時 ※祝日、年末年始を除く毎日	☎522-1010	福島県女性のための 相談支援センター
性暴力被害に関する相談 SACRAホットライン	月・水・金 午前10時～午後8時 火・木 午前10時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く	☎533-3940	ふくしま被害者支援センターの女性支援員が相談に応じます。

福島県で開設している各種の相談窓口について、詳しくは福島県のホームページをご覧ください。▶<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

戸籍の届出・住民登録

戸籍の届出

	届出期間	届出人	届出に必要なもの	留意事項
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	・出生証明書 ・母子健康手帳	・名前に使用できるのは常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族	・死亡診断書	・火葬許可、斎場使用はそれぞれ申請が必要です。
婚姻届	婚姻する日	婚姻する2人	・戸籍全部事項証明書（本籍地に届出する届出人については不要） ・届出人の本人確認書類	・婚姻する方が未成年の場合は父母の同意が必要です。 ・成人2人の証人の署名が必要です。
離婚届	協議離婚の場合 離婚する日	夫および妻	・戸籍全部事項証明書（本籍地に届出する場合は不要） ・届出人の本人確認書類 ・裁判離婚の場合は、審判または判決の謄本と確定証明書	・離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合は別途届出が必要です。 ・未成年の子供がいる場合は親権者を定める必要があります。 ・協議離婚の場合は成人2人の証人の署名が必要です。
	裁判離婚の場合 裁判確定日から10日以内	裁判の申立人		
転籍届	転籍する日	戸籍の筆頭者および配偶者	・戸籍全部事項証明書（市内での転籍の場合は不要）	

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●戸籍の届出に伴い、国民健康保険などのお手続きが別途必要になる場合があります。

☎市民課戸籍係 ☎525-3733

住所異動の届出

	届出期間	届出人	届出に必要なもの	留意事項
転入届	転入した日から14日以内	本人または福島市で同じ世帯の方	・転出証明書 ・届出人の本人確認書類 ・在留カードまたは特別永住者証明書	・転出証明書は前住所地の市区町村から交付を受けてください。(※) ・外国籍の方は転出証明書に加えて転入される方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。
転出届	転出する前（おおむね14日前から転出する日まで）		・届出人の本人確認書類	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、原則転出証明書は交付されません。
転居届	転居した日から14日以内		・届出人の本人確認書類 ・在留カードまたは特別永住者証明書	・外国籍の方は転居される方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。(※)
世帯変更届	変更のあった日から14日以内		・届出人の本人確認書類	・世帯主が変わったり、世帯を合併または分離したときに届出が必要です。

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●代理人の方が届出される場合は委任状が必要です。

●住所異動の届出に伴い、国民健康保険などのお手続きが別途必要になる場合があります。

●外国籍の方の届出は市役所本庁舎1階市民課総合窓口係のみとなります。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、そのカードをお持ちください。

☎市民課総合窓口係 ☎525-3732



印鑑登録・証明書・マイナンバーカード

印鑑登録

●印鑑登録のできる方

福島市に住民登録をしている方。

※15歳未満の方は登録できません。

- 登録する印鑑は1人1個に限ります。
- 下記の表に1つでも当てはまるものは登録できません。

登録できない印鑑
①住民票と異なる氏名または氏、名を使用しているもの
②職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
③ゴム印、その他変形しやすい材質のもの
④破損または摩擦等により印影が不鮮明なもの
⑤1辺の長さが25mmの正方形に収まらないもの、または8mmの正方形に収まるもの
⑥その他市で定めるもの

●登録の申請

申請は原則として登録する本人がおこなってください。
 ※本人確認書類に不足がある場合や代理人の方が申請する場合は、印鑑登録証を即日交付することができません。

●申請に必要なもの

- ①登録する印鑑
- ②申請者の本人確認書類
 (運転免許証など、官公署が発行した写真付のもの。)
 ※健康保険証などの顔写真がない書類の場合は、申請窓口にて2度来庁いただく必要があります。
 ※代理人の方が申請する場合は別途代理権授与通知書が必要です。

●こんなときは…

- 登録している印鑑を紛失した、または登録が不要になったとき
 →印鑑登録廃止の申請をおこなってください。
- 登録している印鑑を変更したいとき
 →印鑑登録廃止の申請により今の登録を廃止し、新たな印鑑で再度登録申請をおこなってください。
- 印鑑登録証を紛失したとき
 →印鑑登録証亡失の申請をおこなってください。
- 引越しで市外に転出するとき
 →転出届と一緒に印鑑登録証を返却してください。

圏市民課総合窓口係 ☎525-3732

▶ [ホームページ](#)からアクセス 3

主な証明書の種類と手数料

種類	説明	手数料	留意事項
戸籍全部(個人)事項証明書	戸籍に記載されている事項	450円	・本人またはその配偶者、父母、子などの直系血族の方が請求できます。
除籍全部(個人)事項証明書	除籍に記載されている事項	750円	
戸籍の附票の写し	戸籍に記載されている方の住所異動の履歴	300円	
住民票の写し	住民票に記載されている事項	300円	・本人または同じ世帯の方が請求できます。
住民票記載事項証明書	住民票に記載されている事項のうち、必要な事項のみ	300円	
印鑑登録証明書	登録されている印鑑の印影	300円	・印鑑登録証の提示が必要です。
広域交付住民票	福島市以外で住民登録されているかたの住民票に記載されている事項	300円	・本人または同じ世帯の方が請求できます。 ・本籍、筆頭者の記載がありません。 ・官公署が発行した写真付の本人確認書類が必要です。

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●請求者の代理人または使用者が窓口に来られる場合は委任状が必要です。

●請求する際の注意点

福島市では平成25年6月1日に戸籍のコンピュータ化を実施しました。以下の内容は現在の戸籍には記載されない場合があります。

平成25年5月31日以前に

1. 婚姻・離婚または死亡等の理由により戸籍から除かれた場合
2. どなたかを養子縁組・離縁されている場合

※ご使用目的によっては、平成改製原戸籍(750円)が必要になることがあります。

圏市民課総合窓口係 ☎525-3732

印鑑登録・証明書・マイナンバーカード

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。

マイナンバーカードを希望する方は、郵送またはスマートフォン等で申請をしていただくと、カード交付の準備が整い次第「交付通知書」を送付します。

電話またはインターネットでカードの受け取り場所と日時を予約してください。

また、市民課または一部支所の窓口においてマイナンバーカードの申請を職員がお手伝いしています。申請に必要な顔写真はタブレット端末を使って無料で撮影し、本人確認ができた方のカードは、郵便で住所地にお送りします。

マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるほか、e-Tax等の電子証明を利用した電子申請やコンビニでの各種証明書などの取得に利用できます。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 4

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニのマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、税証明などの証明書が取得できます。

早朝や夜間、休日などの市役所の窓口が開いていない時でも、簡単な操作と4桁の暗証番号の入力で取得できますので、ぜひご利用ください。

ただし、利用するためには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

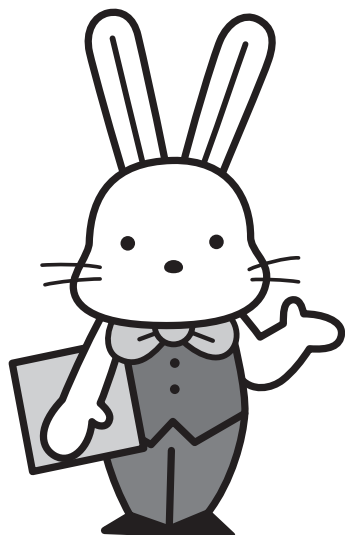
■ 市民課スマート窓口推進係 ☎535-7311

マイナンバーカードについて

▶ <https://www.kojinbango-card.go.jp>

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178



国民健康保険

国保に加入する方

福島市に住んでいる方で勤務先の健康保険に加入している方（被扶養者を含む）や後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方以外の方の方は国民健康保険（以下、「国保」という。）に加入し、世帯主の方が国税の納付や届出をします。税額は医療分、支援分それぞれの所得割、均等割、平等割により算出されます。さらに40歳～64歳の方は介護保険の第2号被保険者に該当し、介護分を合わせた額が国税となります。

被保険者証（保険証）

保険診療を受けるときは医療機関の窓口には必ず提示してください。なお、70歳～74歳の方（後期高齢者医療保険該当者は除く）は「高齢受給者証」も忘れずに窓口提示してください。

こんなときには14日以内に届出を

	こんなとき	必要書類等
国保に入るとき	福島市に転入してきたとき	転出証明書、本人確認書類(※)
	職場の健康保険をやめたとき、または扶養でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類(※)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類(※)
	子どもが生まれたとき	本人確認書類(※)
国保をやめるとき	福島市から転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき、または扶養になったとき	国保と健康保険の被保険者証もしくは資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	被保険者証 保護開始決定通知書
	死亡したとき	被保険者証、喪主の口座のわかるもの、喪主の印鑑、喪主であることが確認できる書類(会葬礼状等)、死亡の事実が確認できる書類(火葬のみの場合等)(葬祭費申請のため)
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	被保険者証、本人確認書類(※)
	被保険者証を紛失したり、よごれて使えなくなったとき	本人確認書類(※)、使えなくなった被保険者証
	修学のため他市町村へ転出するとき	被保険者証、在学証明書

※保険証の即日交付をご希望の場合は、ご本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードその他顔写真貼付がある官公署が発行した証明書等）をお持ちください。代理人の届出の場合は住民登録地へ郵送します。

■ 国保年金課国保資格係 ☎525-3735

上記届出のうち一部はオンライン申請が可能です。

詳しくはホームページをご確認ください。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 5

国税の納付について

市から送付する納付書による納付のほか便利な口座振替をご利用ください。また該当アプリにてスマートフォン取納もご利用可能です。詳しくはお問合せください。

■ 国納税課納税管理係 ☎525-3717



国民健康保険

療養の給付

病気やけがをしたとき、国保を扱う病院、診療所で治療が受けられます。その際の自己負担額（入院時の食事に要する費用を除く。）は次のとおりです。

- ・70歳～74歳の方：3割または2割
- ・一般（70歳未満）：3割
- ・18歳までの子ども：0割

（ただし、18歳までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

保険給付の申請手続

●高額療養費

自己負担額が一定額を超える高額な医療を受けた場合に、申請により認められれば自己負担限度額を超えた分が支給されます。

※あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け提示すると、保険適用分の支払が自己負担限度額までとなります。（医療機関・薬局ごと）

●出産育児一時金

被保険者が出産したときは、申請により出産育児一時金として世帯主に500,000円（令和5年3月31日以前の出産については420,000円）が支給されます。

※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産については488,000円（令和5年3月31日以前の出産については408,000円）が支給されます。

●葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に50,000円が支給されます。

●療養費

旅行などで保険証を持たずに病院で治療を受けたときなどは、その料金をいったん全額支払い、領収書などを添付して申請すると、自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。

- 交通事故などによる傷病で保険証を使って診療を受けるときは、必ず「第三者行為等による傷病届」を国保年金課へ提出してください。

☎国保年金課総務給付係 ☎525-3773

特定健康診査

国保の被保険者で40歳～74歳の方は、特定健康診査を受診してください。受診の際は、受診券と国民健康保険証が必要です。

☎保健予防課検診予防係 ☎525-7680

▶ [ホームページからアクセス](#) 6

- ※75歳以上の方は、後期高齢者健診を受診してください。
- ※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外（各種健康保険、共済組合の保険等）に加入の方は各保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方で、広域連合の認定を受けた方が加入する医療制度です。

福島県内のすべての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が運営します。市では、保険料徴収と窓口業務を行います。

75歳の誕生日から自動的に加入しますので、手続きは不要です。被保険者証は、誕生日の前月に郵送いたします。保険料は、均等割、所得割により算出され、被保険者一人ひとりにご負担いただきます。

●こんなときには14日以内に届出を

	こんなとき	必要書類等
加入するとき	75歳になったとき	（手続きは不要です）
	65歳以上の方で一定の障がいがあり、加入の意思があるとき	被保険者証、印鑑（※1） 年金証書（障害年金）・ 身体障害者手帳など
	県外から転入したとき	前住所地の転出証明書、印鑑（※1）
やめるとき	県外へ転出するとき	被保険者証、印鑑（※1）
	死亡したとき	被保険者証、（葬祭費申請のため） 喪主の口座がわかるもの、 喪主であることが確認できる書類（会葬礼状等）、 喪主の印鑑（※1）
その他	県内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑（※1）
	被保険者証を紛失したり、よごれて使えなくなったとき	本人確認書類（※2）、 使えなくなった被保険者証、 印鑑（※1）

（※1）自署の場合は不要

（※2）本人確認書類とは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他顔写真貼付がある官公署が発行した免許証等です。

●療養の給付

診療を受けるときは、被保険者証を必ずお持ちになり、窓口で提示してください。自己負担割合は、1割・2割・3割（現役並み所得者）です。

●保険給付の申請手続

●高額療養費

自己負担額が一定額を超える高額な医療を受けた場合に、申請により認められれば自己負担限度額を超えた分が支給されます。

※あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、窓口で提示すると保険適用分の支払が自己負担限度額までとなります。（交付には条件あり）

●葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に50,000円が支給されます。

後期高齢者医療制度

●療養費

旅行などで保険証を持たずに病院で治療を受けたときなどは、その料金をいったん全額支払い、領収書などを添付して申請すると、自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。

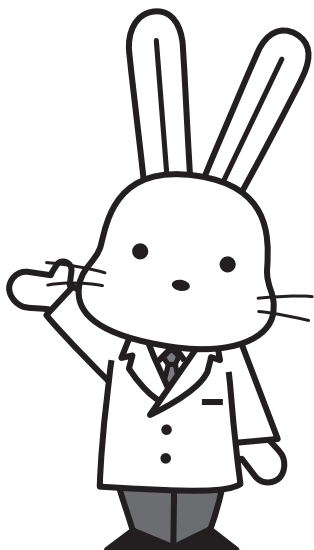
●交通事故による傷病で診療を受けるときは、必ず「第三者行為等による傷病届」を提出してください。

●保険料の納付について

保険料は年金からの差引きが原則となりますが、今年度本市に転入された方（特定の条件で住所地特例施設に入所された方は除く。）、受給する年金の年額が18万円未満の方、介護保険料との合計額が年金額の1/2を超える方、今年度新たに後期高齢者医療制度に加入された方については、納付書での納付となります。市から送付される納付書での納付のほか、口座振替や該当アプリによるスマートフォン収納もご利用可能です。詳しくはお問い合わせください。

国民保年金課後期高齢者医療係 ☎525-3724

▶ [ホームページ](#)からアクセス ▶ 7



国民年金

国民年金に加入する方

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。加入する方（被保険者）は、次のように分けられます。

- ・第1号被保険者
農林漁業者、自営業者、学生、無職の方など、他の公的年金制度に加入していない方（自分で保険料を納めます。）
- ・第2号被保険者
会社員、公務員など厚生年金への加入者（給与等から差し引かれます。）
- ・第3号被保険者
厚生年金の加入者に扶養されている配偶者（第2号被保険者の加入している年金制度がまとめて拠出します。）
- ・任意加入被保険者
（次の①～⑤のすべての条件を満たす方で加入を希望する方）
 - ①日本国内に住所を有す60歳以上65歳未満の方
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 - ④厚生年金保険に加入していない方
 - ⑤日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」で滞在する方でない方
 ※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 ※外国に移住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

国民年金の給付の種類

国民年金は、被保険者が老齢基礎年金の受給年齢に達したとき、病気やけがで障がい者になったとき、または被保険者が死亡したときに、それぞれ受給資格を取得した方の請求に基づき給付を行います。

<老齢基礎年金>

原則として、受給資格期間（10年以上）を満たした方が、65歳になったとき支給されます。

- ・受給資格期間に算入できるのは
 - ①国民年金保険料を納めた期間
 - ②国民年金保険料の免除を受けた期間
 - ③納付猶予や学生納付特例を受けた期間
 - ④任意加入できる方が加入しなかった期間などの合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）
 - ⑤厚生年金（船員保険）の被保険者期間、または共済組合の組合員期間
 - ⑥第3号被保険者であった期間

・年金額

老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間すべての保険料を納めると、67歳以下の方は年額795,000円、68歳以上の方は年額792,600円（いずれも令和5年4月～）が支給されます。保険料の未納やカラ期間などがあるときは、その期間により減額されます。



国民年金

<障害基礎年金>

加入者が病気やけがにより定められた障がいの状態になり、要件を満たしたときに支給されます。20歳に達する前に受けた傷病で障がいになった場合は、20歳に達したときから支給されます。

<遺族基礎年金>

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。ただし、支給は子の年齢が18歳に達した年度の末日（障がい者のときは20歳未満）までとなります。

<寡婦年金>

国民年金保険料を納めた期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上あり、生計を夫によって維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

<死亡一時金>

国民年金保険料を3年以上納付した方が、年金を受けずに死亡し、遺族基礎年金を受けられないときに、生計を同じくしていた遺族に支給されます。（寡婦年金にも該当するときは、受給者がいずれかを選択し受給します。）

<特別障害給付金>

国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金を受給することができなかった障がい者の方に支給されます。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などの加入者の配偶者であって任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳までに障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当している方

☎国保年金課国民年金係 0525-3738

▶ [ホームページからアクセス](#) 8

保険料の納付について

国民年金の保険料は、日本年金機構から送付される納付書で金融機関・郵便局・納付可能なコンビニエンスストアにて納めてください。

このほか口座振替やクレジット支払も便利です。スマートフォンアプリを使用したキャッシュレス決済も利用できます。なお、住所が変更になっても、納付書はそのままお使いいただけます。

また、保険料が割引になる前納制度、納めることが困難な事情がある方についての免除制度などがありますので国保年金課へご相談ください。

納め忘れがあると老齢基礎年金や万一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられないことがあります。

☎国保年金課国民年金係 0525-3738

▶ [ホームページからアクセス](#) 9

税金

主な市税の種類

● 個人市民税

前年の所得をもとに毎年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。

☎市民税課市民税第二係 0525-3792

☎市民税課市民税第三係 0525-3712

● 法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人等に課税されます。

☎市民税課市民税第一係 0525-3791

● 固定資産税・都市計画税

固定資産税は毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産（事業用の構築物、機械、器具、備品など）を所有している方に課税されます。市街化区域内の土地・家屋には都市計画税も課税されます。

☎資産税課償却資産係 0525-3730

☎資産税課土地係 0525-3715

☎資産税課家屋係 0525-3716

● 軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車・二輪車・軽自動車などを所有（割賦販売の場合は使用）している方に課税されます。

☎市民税課税制係 0525-3713

主な市税の納期

納期	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
全期	—	—	5月
第1期	6月	4月	—
第2期	8月	7月	—
第3期	10月	12月	—
第4期	1月	2月	—

個人市民税の特別徴収（天引き）

給与	6月から翌年5月まで毎月
公的年金	年金支給月

税金

市税の納付について

下記の金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ（バーコード読取）で納付いただけるほか、便利な口座振替がご利用いただけます。

また、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）について、地方税統一QRコード付き納付書の発行が始まり、キャッシュレス納付などが利用できるようになりました。

●取扱金融機関・コンビニエンスストア

- ・東邦銀行
- ・福島信用金庫
- ・秋田銀行
- ・荘内銀行
- ・七十七銀行
- ・きらやか銀行
- ・北日本銀行
- ・福島銀行
- ・大東銀行
- ・福島県商工信用組合
- ・東北労働金庫
- ・ふくしま未来農業協同組合
- ・東北6県内のゆうちょ銀行・郵便局
- ・全国のコンビニエンスストア

※みずほ銀行・常陽銀行は地方税統一QRコード付き納付書での納付及び口座振替のみ対応しています。

●スマートフォンアプリ（バーコード読取）での取り扱い

- ・PayPay請求書払い
- ・LINE Pay請求書払い
- ・PayB
- ・支払秘書

●地方税統一QRコード付き納付書の納付方法

- ・クレジットカード
- ・スマホ決済アプリ
- ・全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口
- ・その他、ネットバンキング等でも納付いただけます。

対応クレジットカード、アプリ、金融機関窓口等については下記をご覧ください。

お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

エルタックスホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

圏納税課納税管理係 ☎525-3717

主な県税・国税

●県税

- ・**個人県民税** 毎年1月1日現在の住所地の市町村で、個人市町村民税と併せて課税されます。
- ・**自動車税（自動車税種別割※令和元年10月1日から）** 毎年4月1日現在、自動車を所有（割賦販売の場合は使用）している方に課税されます。
- ・**不動産取得税** 土地や家屋を取得（売買・贈与・新築など）した方に課税されます。

●国税

- ・**所得税** 個人の所得に応じて課税されます。
- ・**贈与税** 1年間に贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合に、その超える額に対して課税されます。
- ・**相続税** 相続した財産の合計額が基礎控除額を超える場合に、その超える額（課税遺産総額）に対して課税されます。

市税に関する証明

主な種類	証明の内容	使用目的	手数料	取扱い窓口
納税証明	各市税の納付すべき額・納付済額・未納額・未納額の内訳	市営住宅申込・金融関係など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 西口行政サービスコーナー (西口では扱えない証明もあります)
所得に関する証明	使用する目的により、内容・種類がかわります。	扶養認定・年金請求・金融関係など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 西口行政サービスコーナー ※マイナンバーカードを利用してコンビニでも取得できます。
資産に関する証明	使用する目的により、内容・種類がかわります。	登記・訴訟・金融関係など	3筆（棟）まで 300円（※）	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 (市民課総合窓口・支所・出張所では扱えない証明もあります)
名寄帳	課税台帳に記載されている項目	確定申告・物件確認など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所

(注1) 税の証明は個人の秘密に関わるため、原則として申請の際に本人確認をいたします。マイナンバーカードなど本人であることを証明できるものをお持ちください。[本人（または同一世帯の親族）以外の方が申請する場合は、委任状などの提出が必要です。]

(注2) 税の証明は、その年の1月1日現在の住所地、または資産の所在地（課税地）の市区町村での交付となります。

(注3) マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを実施しています。詳しくはP.9「コンビニ交付サービス」をご覧ください。

(※) 1筆（棟）増すごとに100円が加算されます。

圏市民税課税制係 ☎525-3713

県税に関する情報は▶「福島県 県税のページ」[検索](#)

国税に関する情報は▶<https://www.nta.go.jp/>（国税庁ホームページ）



ごみとリサイクル

ごみ・資源物の出し方

無料のごみ分別アプリ「さんあ〜る」が便利です。
ごみの収集日や収集品目を、設定した時間にお知らせ！
分別方法や出し方もご確認いただけます。



iPhoneはこちら



Androidはこちら

または、「ごみの分別と出し方」「クリーンガイドブック」
をごみ減量推進課、市民課、各支所、西口行政サービス
コーナーでお配りしているほか、市HPからダウンロードも可能！

「福島市 クリーンガイドブック」[検索](#)

テレビの不法投棄が増えています。
福島市では収集できませんので、家電リサイクル法
による適正な処理をお願いします。

ごみに関すること

☎ごみ減量推進課 ☎525-3744

粗大ごみの収集申込

☎粗大ごみ専用ダイヤル（粗大ごみ受付・問い合わせ）
☎539-9653

ごみ・資源物の自己搬入

☎あぶくまクリーンセンター ☎531-6662

中央（下記以外の中央地区）、渡利、杉妻、蓬萊、東部、
北信、立子山、飯坂、松川、飯野の各地区にお住まいの
方

☎あらかわクリーンセンター ☎545-4363

中央（矢剣町、須川町、太田町、三河南町、三河北町、
野田町全域、東中央一丁目、南中央一丁目・四丁目）、
清水、信陵、吉井田、西、土湯温泉町、信夫、吾妻の
各地区にお住まいの方。

▶[ホームページ](#)からアクセス 10

あぶくまクリーンセンター



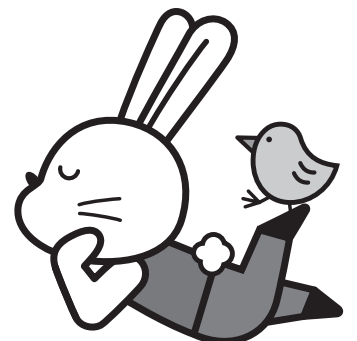
あらかわクリーンセンター



ふれあい訪問収集を実施しています！

ごみを戸別収集してその際に一声かけて安否確認を
行います。対象者は、高齢の方・障がいをお持ちの
方の単身世帯などの世帯で、家庭ごみを集積所へ出
すことが困難な方です。

詳しくは、[ごみ減量推進課ふれあい訪問収集係](#)
☎544-0910 にお問い合わせください。



上・下水道とし尿処理

水道についての相談窓口

- 水道料金の納入、休止・開始届、お問い合わせ等について
岡福島市水道料金お客さまセンター ☎526-0735
 岡小倉寺字赤坂12 (水道局施設管理センター1階)
 - 道路からの漏水、濁水・断水
岡水道局配水課 ☎535-1125
 - 凍結防止対策
岡水道局給水課 ☎535-1126
 - 水道の水質について
岡水道局施設管理センター ☎522-2233
 - 夜間・土日祝日等の道路からの漏水、濁水・断水
岡福島市水道料金お客さまセンター ☎526-0736
 (受付時間 平日17:15~翌8:30及び土・日・祝日、
 年末年始(12/29~1/3))
- 福島市水道局ホームページから、各種情報の閲覧、使用
 休止・開始の申請もできます。

▶ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/>

▶ [ホームページからアクセス](#) 11

水道料金

水道料金は、基本料金とお使いになった使用水量による
 水量料金の合計額になります。また、下水道を使用され
 ている家庭などは、水道料金と併せて下水道使用料がか
 かります。

なお、水道料金は2か月ごとにお支払いいただきます。

水道料金表

基本料金 (1ヵ月につき/消費税抜き)

口径	料金	口径	料金
13mm	1,250円	50mm	14,100円
20mm	2,500円	75mm	34,300円
25mm	3,450円	100mm	55,900円
30mm	5,150円	150mm	115,700円
40mm	10,500円		

水量料金 (1㎡につき/消費税抜き)

種別	水量区分	料金
専用給水装置 一般用	1㎡~10㎡	84円
	11㎡~20㎡	129円
	21㎡~50㎡	192円
	50㎡を超えるもの	247円

こんなときには届出を

- ①新しく水道を使用するとき
 - ②水道の使用をやめるとき
 - ③長期にわたって水道を使用しないとき
 - ④家を取り壊したとき
 - ⑤使用者や共同住宅の管理人が変わるとき
 - ⑥土地や建物の相続・売買により給水装置の所有者が
 変わるとき (※水道使用の名義とは異なります。)
- 岡①~⑤福島市水道料金お客さまセンター** ☎526-0735
岡⑥水道局給水課 ☎535-1126

水道工事の申込みは

水道局では、安心・安全で適正な水道工事を実施して
 いただくため、給水装置工事事業者を指定しています。
 家の新築・増改築・解体撤去に伴う水道工事ができるの
 は、指定給水装置工事事業者に限りまので、水道局の
 ホームページをご確認の上、必ず指定給水装置工事事
 業者へお申込みください。

また、工事を行う際は、以下の補助制度をご利用でき
 る場合がありますので、指定給水装置工事事業者へご相談
 ください。

●配水管布設工事助成制度

水道局の水道管が布設されていない公道に口径50ミリメ
 ートル以上の水道管を布設する工事費の一部を助成しま
 す。
 (※予算額に到達した時点で助成終了となります。)

●給水装置工事資金融資あっせん制度

自家用水道から水道へ切り替える方を対象に、工事資金
 の無利子融資 (利子は水道局負担) をあっせんします。

●鉛製給水管取替工事補助金交付制度

鉛製給水管をお使いの方を対象に、鉛製給水管取替工事
 費の一部を補助します。
 (※予算額に到達した時点で助成終了となります。)

岡水道局給水課 ☎535-1126

下水道事業受益者負担金

下水道が整備され、良好な住環境などの利益を受ける地
 域の方 (土地所有者または権利者) に、下水道建設費の
 一部を負担していただき、下水道を整備していこうとい
 うのが下水道事業受益者負担金制度です。負担金は1㎡
 あたり480円で、それを5年間に分割し、さらに1年を
 4回の納期に分けて納付していただくこととなります。

岡下水道総務課普及業務係 ☎525-3789



上・下水道とし尿処理

住宅・消費生活

下水道使用料

下水道管、終末処理場等下水道施設の維持管理や汚水処理等の経費として使用者各人に排水した汚水量に応じ負担していただくものです。

☎下水道総務課普及業務係 ☎525-3789
(1ヵ月あたり(税込))

種別	区分	汚水量	下水道使用料
一般汚水	基本使用料	0㎡～10㎡	1,210円
		11㎡～20㎡	165円
	従量使用料 (1㎡につき)	21㎡～30㎡	203.5円
		31㎡～50㎡	247.5円
		51㎡～100㎡	302.5円
		101㎡～500㎡	335.5円
501㎡～	357.5円		

水洗化について

公共下水道の供用開始の公示をされた区域の方は、建物で浄化槽を使用している場合、原則として6ヶ月以内に公共下水道へ接続する工事をしていただくようになります。また、くみ取りトイレの建物は、供用開始の公示後3年以内に下水道へ接続し水洗トイレへ改造することが義務づけられています。なお、個人所有の一般住宅・貸家で下水道への切替工事を行う場合、工事資金の融資あっせん制度がありますので、ご利用ください。

・下水道排水設備設置資金融資あっせん制度
下水道処理区域内の方々に1日も早く公共下水道に接続する工事をしていただくために、金融機関から資金のあっせん(利子については市負担)を行う制度を設けています。

☎下水道管理センター管路管理係 ☎535-1807

・私道への下水道管布設
私有道路でも基準を満たした場合、申請により市が公費で施工します。

☎下水道建設課計画係 ☎525-3769

合併処理浄化槽の設置者への助成

助成対象区域内において、家庭用合併処理浄化槽を設置する場合には、予算の範囲内で設置費の一部を助成します。また、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から入れ替える場合の宅内配管工事費の一部も合わせて助成します。

☎下水道総務課浄化槽係 ☎525-3768

し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは専門の業者がおこなっておりますので、下記までお問い合わせください。

☎ごみ減量推進課 ☎525-3744

家を建てる時の手続き

家を建てるには、開発許可や建築確認申請など様々な手続きが必要です。

- ・手続きの順序
 - ①土地に関する手続き
(開発許可、農地転用など)
 - ②建築確認申請及び工事届提出
 - ③中間検査申請
 - ④完了検査申請

☎①農業委員会事務局農地係 ☎525-3779

☎①開発建築指導課開発審査係

☎525-3790

☎②～④開発建築指導課建築審査係

☎572-5724

住居表示

福島市内の一部の地区(旧市内、野田町一丁目～七丁目、蓬萊町一丁目～八丁目、蓬萊町二丁目の一部を除く)では住居表示を実施しており、住宅、アパート・マンション、事務所などの住所の表示に用いる住居番号は、登記上の地番や家屋番号とは別に、条例に基づき市が付番しています。

該当地区内に建物を建築する場合には、住居表示の届出が必要となります。

☎市民課登録係 ☎573-1020

市営住宅

市営住宅は、住宅にお困りの市民が低家賃で入居できる賃貸住宅です。入居者の募集は市政だより及び市ホームページでお知らせします。

●入居資格

- ①同居する親族があること
ただし、単身で入居可能な場合もあります。
- ②収入が一定基準以下であること
- ③住宅に困っていること
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤暴力団員でないこと などです。詳しくはお問い合わせください。

☎住宅政策課市営住宅係 ☎525-3757

▶ [ホームページ](#)から[アクセス](#) **12**

住宅・消費生活

消費生活センター

消費生活センターは市民の消費生活の安全・安心確保のための拠点施設です。

消費生活に関するトラブルに迅速、適切に対応するとともに、消費者の被害を未然に防ぐため、次の事業をおこなっています。

●消費生活相談

身に覚えのない請求（架空請求）、購入した商品の品質やサービスへの苦情、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売などに関する契約上のトラブル及び、多重債務に関することなどについて、専門の職員が相談に応じています。

☎消費生活相談専用電話 522-5999

☎多重債務相談専用電話 522-7867

☎月～金 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）
 所 福島市本町2-6

MAP 2-C（ウィズ・もとまち2階）

●消費者情報の提供・啓発

出前講座（センターの職員が悪質商法や振り込め詐欺への対処方法などについてお話伺います）、消費生活学習会などを実施しています。

また、商品の正しい使い方や暮らしに役立つ情報を提供しています。

出前講座の申込み、お問合せ先

所消費生活センター ☎525-3774

ご存じですか？ クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで購入契約を結んだ場合、契約書を受け取った日を含めて一定期間内に書面で通知することにより、無条件で契約を解除できる制度です。

▶ [ホームページからアクセス](#) 13

公害に関する相談

近年、私たちの日常生活が原因となる騒音や振動、悪臭などの、いわゆる生活型公害によるトラブルや苦情相談が増えています。

テレビやピアノなどの音や、薪ストーブなどの煙や臭いが原因となる場合がありますので、近所に迷惑がかからないようご配慮をお願いします。

騒音、振動、悪臭などの公害でお困りの方は、ご相談ください。

所環境課環境保全係 ☎573-2557

パスポート・ペット

パスポートの申請

海外旅行には、有効な旅券が必要です。

有効期間が10年のものと5年のもの（未成年の方は5年のもののみ）があります。

●申請場所：福島県パスポートセンター

所三河南町1-20 コラッセふくしま1階

MAP 2-B

●申請・交付時間

月～金 申請 9:00～18:00

交付 9:00～19:00

日曜日 交付のみ 9:00～17:00

所福島県パスポートセンター（福島県生活環境部旅券室）

☎525-4032

福島県ホームページの旅券（パスポート）の申請より閲覧ください。

▶ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005f/ryoken-102.html>

犬を飼うときは

●生後91日以上飼育した犬は生涯1度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。集合予防注射の実施時期（4月）などは市政だよりでお知らせします。

●飼育犬が死んだり、住所や飼育主が変わったときは届出をしてください。

所保健所衛生課動物愛護係 ☎597-6409

または各支所（→P.38～39）

▶ [ホームページからアクセス](#) 14

※犬や猫が死んで、火葬を希望する場合は

所あぶくまクリーンセンター ☎531-6662へ

▶ [ホームページからアクセス](#) 15



交通

鉄道

JR東日本福島駅には、次の路線が乗り入れています。

●東北新幹線 ●東北本線 ●山形新幹線 ●奥羽本線
JR東日本（東日本旅客鉄道株式会社）

▶ <https://www.jreast.co.jp/>

JR以外にも福島駅には次の路線が乗り入れています。

●阿武隈急行線 福島駅と槻木駅（宮城県柴田町）を結んでいます。

阿武隈急行株式会社 ▶ <http://www.abukyu.co.jp/>

●福島交通飯坂線 福島駅と飯坂温泉駅を結んでいます。
福島交通株式会社

▶ <https://www.fukushima-koutu.co.jp/>

路線バス

福島駅東口・西口から市内各地域へ路線バスが運行されています。

福島交通株式会社

▶ <https://www.fukushima-koutu.co.jp/>

中心市街地を循環するバス（市内循環ももりん1コース・ももりん2コース）は1回100円でご利用いただけます。（100円バスは行き先表示に「100円」と明記されています。）

バスロケーションシステム

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 16



バスロケーションシステム



ジェイアールバス東北株式会社

▶ <https://www.jrbustohoku.co.jp/>

●高齢者無料乗車証

「ももりんシルバーパスポート」

高齢者の公共交通利用促進と社会参加応援のため、75歳以上の市民の方に高齢者無料乗車証を交付しています。手続きは不要で該当者に市役所から乗車証が郵送されます。（震災により市内に避難登録している方も対象です。）

○利用対象路線

福島交通(株)が運行する市内のバス路線及び飯坂電車
ジェイアールバス東北(株)が運行する「福島駅東口～川俣高校前」線の市内区間

※高速バス、臨時バス、季節運行バスは対象外です。

圏交通政策課交通政策係 ☎525-3762

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 17

●古閑裕而メロディーバス

古閑裕而を活かしたまちづくり事業により、福島駅と古閑裕而記念館などを巡り、古閑裕而メロディーを奏でながら走行する「古閑裕而メロディーバス」が運行しています。

圏交通政策課交通政策係 ☎525-3762

高速バス

福島駅から仙台・東京・大阪などへ高速バスが運行されています。

バスの運行・時刻表などについて、詳しくは各社のホームページをご覧ください。

●福島交通株式会社

▶ <https://www.fukushima-koutu.co.jp/>

●ジェイアールバス東北株式会社

▶ <https://www.jrbustohoku.co.jp/>

●株式会社桜交通

▶ <https://www.sakurakotsu.com/>

●東北アクセス株式会社

▶ <https://touhoku-access.com/>

●WILLER EXPRESS

▶ <https://travel.willer.co.jp>

主な国道など

一般国道4号、13号、114号、115号、399号、459号が走り、宮城県白石市、仙台市、山形県米沢市、高島町、福島県伊達市、二本松市、川俣町、猪苗代町などと結ばれています。

高速道路

東北自動車道と東北中央自動車道が交わる高速交通網の結節点であり、福島市を南北に走る東北自動車道には、福島西（MAP III-c）と福島飯坂（MAP II-d）の2つのIC（インターチェンジ）と、二本松ICと福島西ICとの間に位置する福島松川PA（パーキングエリア）にETC専用のスマートIC（MAP V-d）があります。

また、福島JCT（ジャンクション）から山形方面に向かう東北中央自動車道には福島大笹生IC（MAP II-c）があります。

NEXCO東日本

▶ <http://www.e-nexco.co.jp/>

福島河川国道事務所

▶ <http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>

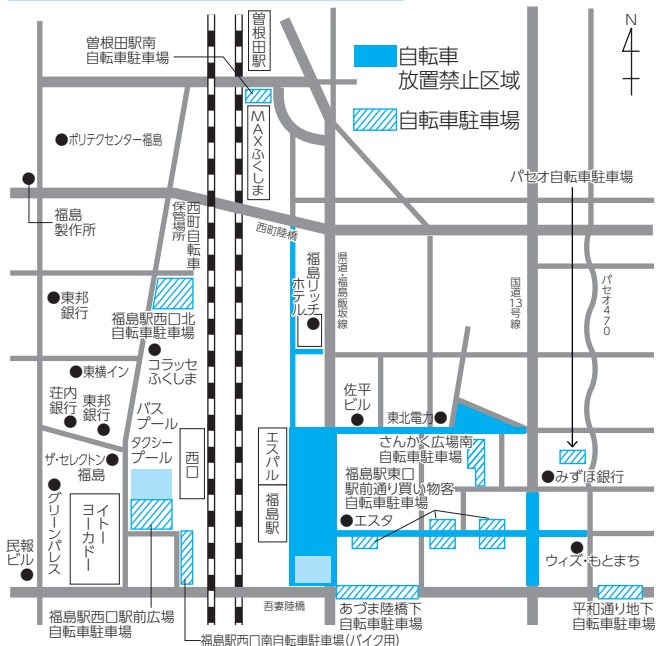
交通

自転車駐車場と自転車放置禁止区域

福島市自転車放置防止条例に基づき、自転車放置禁止区域内に放置（駐車）された自転車は、撤去の対象となりますので注意してください。

関交通政策課交通施設係 ☎525-3762

自転車駐車場と放置禁止区域



ももりんシェアサイクル

MOMORIN SHARE CYCLE

◆スマートフォンを使っての自転車貸し出しサービス

- 利用料金 50円/30分
- 利用時間 24時間利用可
- 貸出自転車 電動アシスト付ミニサイクル (70台)
- 貸出場所 サイクルポート一覧参照
- 支払方法 クレジットカード・キャリア決済・現金※・ICカード※
※現金・ICカードは、福島駅東口・西口設置の現金精算機でのみ利用可。

●利用方法

- ①専用アプリ (ecobike) をダウンロードして会員登録 (氏名・メールアドレス・電話番号・クレジットカード番号等) してください。
- ②サイクルポートで、アプリからカメラを立ち上げ、自転車についているQRコードを読み込むと、自動で開錠します。



- ③サイクルポートで自転車の鍵を閉めてください。その後、アプリで「返す」をタップし、「返却に成功しました」と表示されれば返却完了です。



●サイクルポート一覧 (R 5.7.31現在)

ポート設置場所		駐輪可能台数
①	福島駅東口 (バスプール北側)	20台
②	福島駅西口 (駅前広場駐輪場前)	9台
③	パセオ通り北口	6台
④	曾根田駅	9台
⑤	県立図書館・美術館	6台
⑥	保健福祉センター	6台
⑦	NCVふくしまアリーナ	8台
⑧	ふくしん夢の音楽堂・古閑裕而記念館	8台
⑨	市役所本庁	14台
⑩	市立図書館	6台
⑪	稻荷神社前 (上町バス停前)	6台
⑫	県庁前公園	15台
⑬	パセオ自転車駐車場	8台
⑭	とうほう・みんなの文化センター	6台
⑮	キョウワグループ・テルサホール	6台
⑯	福島駅東口南 (駅前交番側)	15台
⑰	コラッセひろば	15台
⑱	レンガ通り	9台
合計		172台

※その他詳細は、市ホームページをご覧ください

関お客様サポート窓口 (ecobike株式会社)

☎0120-225-313 【7:00~21:00受付】

▶ ホームページからアクセス 18



母と子の健康

妊娠したら、妊娠届を

医療機関で妊娠を確認したら、こども家庭センター・えがお（保健福祉センター内）で妊娠届出をしてください。「母子健康手帳」および「妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票」をお渡しするとともに、助産師や保健師が一人ひとりと面談し、相談に応じたり、必要なサービスを紹介するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）
☎525-7671

すこやか手帳

福島市でおこなう乳幼児健診の診査票や予防接種の受け方・予診票をまとめたものです。赤ちゃんが生まれたら、市民課またはお近くの支所に出生届をして「すこやか手帳」をお受け取りください。また、他市町村で出生届をした場合は、市民課・支所・保健予防課にお申し出ください。転入・紛失の方は、母子健康手帳をお持ちの上、登録医療機関・保健予防課で各種予診票をお受け取りください。

☎保健予防課感染症対策係 ☎572-3152

乳幼児健康診査

お子さんの健やかな成長の確認と育児相談の機会として、乳幼児健康診査を実施しております。健診当日は、「すこやか手帳」にある診査票をご記入になり、「市のホームページ」等で持ち物・日程等をご確認のうえ、受診してください。

健康診査	お知らせ方法など
4か月児健康診査	登録医療機関*に予約をしてお受けください。
10か月児健康診査	登録医療機関*に予約をしてお受けください。
1歳6か月児健康診査	個別通知いたします。
3歳児健康診査	個別通知いたします。

※登録医療機関については「市のホームページ」をご覧ください。

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）
☎525-7671

▶ ホームページらくらくアクセス 19



1歳6か月児・3歳児健康診査は保健福祉センターで実施しています。

予防接種

全て登録医療機関での個別接種です。詳しくは「すこやか手帳」、「予防接種と子どもの健康（全国共通）」、市のホームページをご覧ください。または登録医療機関にお尋ねください。

☎保健予防課感染症対策係 ☎572-3152

▶ ホームページらくらくアクセス 20

電話相談・家庭訪問

妊娠や出産のこと、子育てのことでご心配なときは、お気軽にご相談ください。電話相談や家庭訪問で保健師、助産師がお話を伺います。

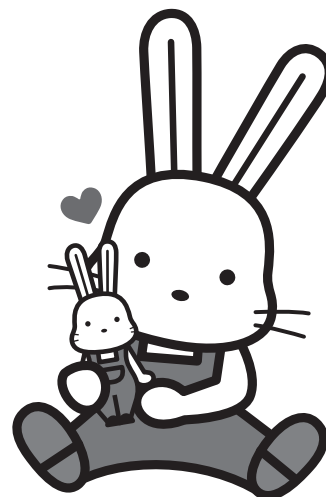
☐月～金 午前8時30分～午後5時15分
祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）
☎525-7671

☎健康推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康推進課地域保健第二係 ☎572-3120

▶ ホームページらくらくアクセス 20



母と子の健康

えがお赤ちゃん訪問

生後2か月頃の赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・助産師が家庭訪問し、産後の体調や赤ちゃんの健康・子育てについて相談支援を行います。

※子育て応援給付金（5万円）は、えがお赤ちゃん訪問を受けた方が対象となります。

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）
☎525-7671

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月頃の赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師や助産師、こんにちは赤ちゃん応援隊による家庭訪問を実施しています。

☎健康推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康推進課地域保健第二係 ☎572-3120

▶[ホームページらくらアクセス](#) 21

福島市子育てアプリ えがお

妊婦教室・離乳食相談会等の案内や、乳幼児健診等のお知らせ通知、地域の子育て情報等の発信を行っています。

ぜひ、ご登録していただき、毎日の子育てにお役立てください。

▶<https://www.mchh.jp>

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）
☎525-7671

健康相談・健康教育

育児サークル、幼稚園、保育所、学校等から、健康づくりに関する健康相談、健康教育の依頼をお受けしています。

☎健康推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康推進課地域保健第二係 ☎572-3120

FAX 525-5701

子ども医療費助成

0歳から18歳（誕生日以後最初の3月31日）までの子どもにかかわる医療費の保険診療および入院時食事療養費の自己負担分を助成します。

助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。

☎共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

▶[ホームページらくらアクセス](#) 22

養育医療

医師が入院養育が必要と認めた1歳未満の未熟児の医療費を給付します。医療機関より案内があった方は、手続きをしてください。

☎共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

病児・病後児保育

就学前のお子さんが病気または病気の回復期にあり安静が必要な場合で、保護者の方の仕事などの都合でお子さんを保育できないときに、集団生活が可能となるまでの間、一時的にお預かりします。（対象児童は生後6ヵ月～未就学児まで）

●**保育施設** 福島卸商団地協同組合
みらい・ゆめ保育園 ☎563-7716
☎福島市鎌田字卸町12-3

●**保育時間** 月～金 午前8時～午後5時

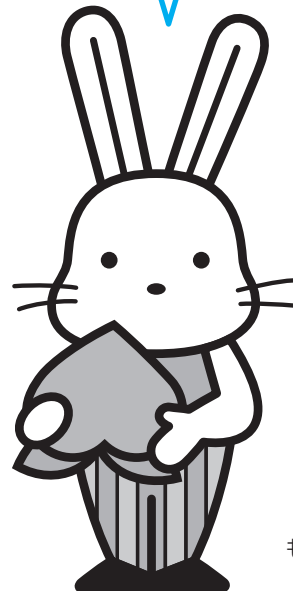
●**休日** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

●**利用料** 保育料 1時間250円

給食費 250円

●**利用申込方法** みらい・ゆめ保育園へ直接お申し込みください。（事前登録と予約が必要となります。）

「ももりん」は吾妻山の雪うさぎにちなんで生まれた福島市の観光PRキャラクターです。平成8年に愛称を公募し、応募総数約17,000通の中から、ふくしまのくだものをイメージしたかわいい名前「ももりん」が選ばれました。観光をはじめとして福島市のPRに幅広く活躍しています。



ももりん



健康づくり

市民検診

実施期間：個別検診6月～10月（子宮頸がん検診・乳がん検診のみ6月～12月）

生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を目的に、医療機関で実施する「個別検診方式」でおこなっています。

・実施医療機関については、市政だより6月号の折り込みチラシ・市のホームページをご覧ください。予約してから受診してください。

●医療保険者健診 実施主体：各医療保険者
生活習慣病の予防のため、医療保険者が実施する健診です。

検診名	検査内容	対象者
国保特定健診 個別	・問診、身体計測・診察、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、糖、肝機能、血清クレアチニン、血清尿酸）など *貧血、心電図、眼底検査は条件該当者のみ	年度内40歳以上の市国保加入者
後期高齢者健診 個別	・問診、身体計測・診察、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、糖、肝機能）など	後期高齢者医療制度加入者

* 社保特定健診は、各医療保険者ごとに検査内容、自己負担、受診方法など異なりますので、加入されている医療保険者（協会けんぽ、健保組合、共済等）へ問い合わせてください。

●がん検診等各種検診 実施主体：福島市 ※職場等で受診機会のない方が対象です。

検診名	検査内容	対象者	自己負担金
胃がん検診 個別	・問診、バリウムによる胃透視または胃カメラ	年度内50歳以上の方 ※2年に1回の実施となります。	2,800円
大腸がん検診 個別	・問診、便潜血反応検査（2日法）	年度内40歳以上の方	600円
肺がん検診 〔65歳以上の方は結核健診を兼ねる〕 個別	・問診、胸部X線検査、喀痰検査（条件該当者）		X線 800円 喀痰 800円
男性検診 前立腺がん検診 個別	・問診、血液検査（PSA検査）	年度内55歳～74歳の方 ※2年に1回の受診となります。	700円
女性検診 子宮頸がん検診 個別	・問診、内診、頸部検査（細胞診）	年度内20歳以上の偶数歳の方 ※前年度未受診の奇数歳の方も可	1,700円
女性検診 乳がん検診 個別	・問診 マンモグラフィ検査 40歳代…2方向 50歳以上…1方向	年度内40歳以上の偶数歳の方 ※前年度未受診の奇数歳の方も可	40歳代 1,800円 50歳代 1,000円
女性検診 骨粗鬆症検診 個別	・問診、骨量検査（DIP法またはDXA法）	年度内40、45、50、55、60、65、70歳の方	1,000円
肝炎ウイルス検診 個別	・問診、血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）	・年度内40歳の方 ・年度内41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	1,000円
歯周病検診 個別	・問診、歯ぐき及び歯の検査	年度内40、45、50、55、60、65、70歳の方	600円

* 妊娠中、治療中等により検診対象外となる場合があります。

* がん検診等各種検診の受診券を希望の方は、オンライン申請または保健予防課へお問い合わせください。

* 年度内年齢とは、4月1日～翌年3月31日の間に迎える年齢です。

* 年度により検診内容・対象年齢が変更になる場合があります。

図保健予防課検診予防係 ☎525-7680

健康づくり

健康相談・健康教室

市民の皆様の健康づくりを応援する事業を実施しています。ご自身の健康づくりにお役立てください。

●健康相談

訪問、電話、来所等により、保健師、栄養士、歯科衛生士が健康についての相談に応じます。お問い合わせください。

●各種健康教室・健康セミナー

健康づくりのための教室やセミナーを行っています。市政だより、地区回覧、市のホームページなどでお知らせしています。詳しくはお問い合わせください。

●各種健康講座

福島市の町内会、婦人会、サークルなどの団体を対象に、健康づくりや生活習慣病予防のための健康講座を行っています。詳しくはお問い合わせください。

☎健康推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康推進課地域保健第二係 ☎572-3120

☎健康推進課健康増進係 ☎597-8616

●個別栄養相談

予約制で栄養士による相談を実施しています。お問い合わせください。

☎健康推進課地域保健第二係 ☎572-3120

▶ [ホームページ](#) [らくらくアクセス](#) 23

●難病相談

保健師等が難病患者さんやそのご家族に対し、療養生活上の不安や困りごと等の相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

☎保健予防課難病支援係 ☎573-4384

個人線量計(ガラスバッジ)等による外部被ばく検査

市内にお住まいの方を対象に、放射線による健康不安の軽減と、今後の健康管理を目的に身に付けて、外部被ばく線量を測定する個人線量計(ガラスバッジ)の貸し出しを行っております。9月から11月末まで測定することで、1年間の推定外部被ばく線量を知ることができます。また、毎日の外部被ばく線量を知ることができる電子式積算線量計の貸し出しも行っておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

そのほか、放射線に関する不安や疑問などについての相談にも応じております。

☎保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681

ホールボディカウンタによる内部被ばく検査

市内にお住まいの生後6か月以上の方を対象に検査を行っています。**検査を希望される場合は**オンライン申請または予約専用電話番号(536-1670 受付時間平日9時から16時)でお申し込みください。

※小・中学生(偶数字年)については、巡回バスにより学校で検査を受けることができます。

(転入時に巡回が終了しているなど学校で受検できない場合は、お問い合わせください。)

☎保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681

高齢期の健康づくり

住民運営による通いの場「いきいきもりん体操(福島市版介護予防体操)スタート応援講座」

いきいきもりん体操に取り組む団体の支援を行います(下記立ち上げ要件参照)。

「いつまでも元気で暮らしたい」、「仕事や趣味・楽しみをこれからも続けたい」を体操に取り組むことで実現しましょう。

【立ち上げ要件】

- ・5人以上のグループ
- ・週1回3ヶ月以上継続できる
- ・会場、DVD視聴環境、イスの確保ができる

詳細についてはお問い合わせください。

☎長寿福祉課地域包括ケア推進室 ☎529-5064



健康づくり・高齢者の福祉

老人クラブ

高齢社会を迎え、高齢者の社会参加は益々重要となっています。老人クラブは、その地域の高齢者が仲間とともに趣味や社会奉仕などの活動を通して健康の増進や教養の向上をはかり、生きがいのある楽しい生活を送るため様々な活動に取り組んでいます。

市内に居住するおおむね60歳以上の方なら誰でも加入できます。

〒980-0001 福島県福島市 福島市老人クラブ連合会 事務局
☎534-1165

老人福祉センター

60歳以上の方の憩いの場として、入浴設備や健康増進のためのミニゴルフ場などを備え、健康相談もおこなっています。おおむね20名以上の団体利用にはバスによる送迎もおこなっています。

〒980-0001 福島県福島市 老人福祉センター ☎545-4511

〒980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

☎980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

☎980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

わたりふれあいセンター

高齢者に健康で明るく楽しい一日を過ごしていただくための健康増進設備や入浴設備を備え、囲碁、将棋などを楽しんでいただけるほか、健康相談もおこなっています。また、児童センターに併設しており、子どもと高齢者の交流ができる施設です。

〒980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター ☎522-2563

〒980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

☎980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

☎980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

敬老会と敬老祝金

敬老の日を中心に、敬老と長寿を祝福する敬老会を各地区で開きます。招待対象となるのは77歳以上の高齢者の方で、88歳（米寿）の方には敬老祝金を贈ります。

〒980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター ☎525-7656

在宅福祉

高齢者が要介護状態になったり、状態が悪化することがないようにする介護予防、自立した生活を確保するために必要な支援を目的として、次のような施策をおこなっています。

(1) 地域包括支援センター

- ・ 自宅での生活や、介護に関する各種相談
- ・ 介護予防サービス利用計画作成・評価
- ・ 高齢者への虐待など権利擁護に関する相談
- ・ 公的福祉サービスや介護保険についての説明、申請代行
- ・ 福祉用具の紹介、助言など

お住まいの地区の地域包括支援センターはP.40をご覧ください。

☎980-0001 福島県福島市 福島市老人福祉センター

(2) 福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業

福島市長寿福祉課、福島警察署、福島北警察署、お住まいの地域包括支援センターに情報を登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関・事業所が協力し早期に発見するための仕組みです。

また、登録と併せて「身元確認QRコードシール」を配布いたします。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 生きがい型デイサービス

在宅で生活する介護保険に該当しない65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯または日中独居で閉じこもりがちの方に対して、通所により各種サービスを提供し、健康づくり、生きがいづくりを支援します。

(4) 温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス）

介護保険に該当しない高齢者に温泉を利用したデイサービスを提供し、健康増進と社会参加を促進します。

(5) 生活支援型短期入所

介護保険に該当せず、同居家族などの日常生活上の支援により在宅生活が送れる高齢者などを、家族などが介護できない場合に限り、一時的に施設において養護します。

(6) 食事サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で食の自立が困難な方などに栄養バランスのとれた食事（昼食）を訪問により配食するとともに、利用者の安否などを確認します。

(7) 緊急通報装置設置支援事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合に安否の確認をおこない、救急車の依頼などに速やかに対応するため、緊急通報装置と火災報知器の設置支援を行います。（年齢に応じた所得制限あり）

高齢者の福祉

(8) はり、きゅう、マッサージ等施術費助成

寝たきり高齢者の介護をしている方や65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、はりなどの施術費用の一部を助成します。(在宅介護慰労手当受給世帯は除く)

(9) 高齢者住宅改修助成事業

介護保険に該当しない65歳以上の高齢者の方が、介護状態にならないように住宅改修をおこなった場合に費用の一部を助成します(要件有り・事前申請必要)。

(10) 訪問理美容利用助成事業

自宅への訪問理美容サービスを希望する主に寝たきりの高齢者などへ出張費用の一部を助成します。

(11) 在宅介護慰労手当支給

寝たきり高齢者などを在宅で常時介護している方に、申請により手当を支給します。

(1)(2) 圏長寿福祉課地域包括ケア推進室

☎529-5064

(3)~(10) 圏長寿福祉課長寿支援係

☎525-7657

(11) 圏長寿福祉課長寿福祉係

☎525-7656

▶ [ホームページ](#)から[くらくらアクセス](#) 24

● 高齢者総合相談センター

高齢者総合相談センターでは、高齢者やそのご家族の悩みごと、心配ごとに関する相談をお受けしています。

〒福島市渡利字七社宮111

福島県総合社会福祉センター 3階

☎524-2225

(1) 一般相談

☐月~木 9:00~17:00

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

(2) 法律相談

※要予約。相談会の日程等についてはお問い合わせください。

介護保険

介護保険の被保険者

65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)は、介護保険の被保険者となります。

介護サービスを受けるまで

介護保険のサービスを利用するためには、本人や家族などが市に要介護認定の申請をする必要があります。

申請をすると、市職員または市から委託を受けた介護支援専門員が自宅や病院などを訪問し、心身の状態などに関する調査をおこないます。また、かかりつけの医師に医学的な立場から意見書を書いてもらいます。これらをもとに、介護認定審査会で介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

要介護(要支援)の認定を受けた場合は、介護(予防)サービス計画を作成します。地域包括支援センターまたは介護支援専門員が本人や家族と相談して、利用するサービスの種類やサービス提供事業者などを決定します。この介護(予防)サービス計画にそって、サービスを受けることとなります。

● 要介護認定の申請窓口

- ・ 介護保険課
- ・ 各支所・茂庭出張所

※地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

圏介護保険課介護認定係 ☎525-6552

介護サービスの内容

介護保険のサービスは、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに区分されます。サービスを利用したときは、所得等に応じ、1割から3割を負担します。

◆ 居宅サービス(介護予防サービス等含む)

● 家庭を訪問するサービス

- ・ ホームヘルパーの訪問 [訪問介護]
- ・ 看護師などの訪問 [訪問看護]
- ・ リハビリの専門職の訪問 [訪問リハビリ]
- ・ 看護・介護職員が移動式入浴車等で訪問 [訪問入浴介護]
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師などが、往診等の際に行う指導 [居宅療養管理指導]

● 日帰りで通うサービス

- ・ 通所介護事業所(デイサービスセンター)などへの通所 [通所介護]
- ・ 介護老人保健施設などへの通所 [通所リハビリ(デイケア)]



介護保険

●施設への短期入所サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などへの短期入所 [短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）]

●福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- ・福祉用具の貸与、購入費の支給
- ・手すりの取付けなどの住宅改修費の支給

◆「共生型サービス」

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。共生型サービス事業所では、障がい児者も訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の利用ができます。

◆地域密着型サービス

●福島市民が住み慣れた地域で暮らすことを重視したサービスです。

- **夜間対応型訪問介護**
夜間や早朝の定期巡回と緊急時の随時訪問サービス
- **認知症対応型通所介護（デイサービス）**
認知症状態の方が受けられるデイサービス
- **小規模多機能型居宅介護**
通いを中心として訪問や泊まりを組み合わせるサービス
- **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**
認知症状態の方が日常生活の支援を受けながら共同生活を行うサービス
- **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**
定員29人以下の特別養護老人ホーム
- **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護の24時間サービス
- **看護小規模多機能型居宅介護**
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス
- **地域密着型通所介護**
定員18人以下の小規模な施設で日常生活の世話や機能訓練などを受けられるサービス

◆施設サービス

- **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**
日常生活の介護を中心とした施設
- **介護老人保健施設**
リハビリなどの医療ケアを中心とした施設
- **介護療養型医療施設**
長期療養を必要とする患者のための病床
- **介護医療院**
長期療養のため医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設で、介護療養型医療施設の転換施設です。

◆高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用し、1か月間に支払った自己負担額（食費・居住費を除く）が所得等に応じた上限額を超えたときは、超えた分が申請により払い戻されます。対象となる方には、お知らせします。

◆交通事故等による給付について

交通事故等により介護保険の給付を受けるときは、必ず「介護保険第三者の行為による損害届」を介護保険課へ提出してください。

☎介護保険課介護給付係 【525-6587】

介護保険料

●65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は本人の所得および世帯の市民税の課税状況に応じ、10段階で設定されます。

老齢等の年金を年間に18万円以上受けている方は、年金からの天引きによる「特別徴収」となります。

それ以外の方は、個別に納付書などで納める「普通徴収」となります。

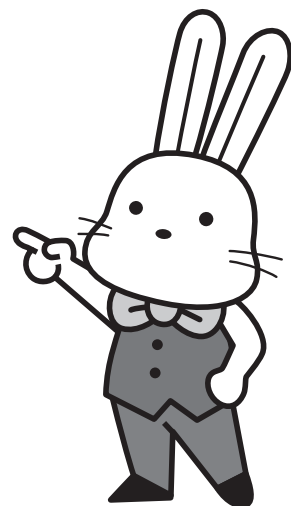
※年度途中で65歳になられた方や転入された方は、老齢等の年金を年間に18万円以上受けていても、一定の期間は「普通徴収」となります。

●40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

保険料は加入している医療保険によって算定方法が異なり、医療保険の保険料と一括して納めます。

☎介護保険課介護資格係 【525-6551】

▶ [ホームページからアクセス](#) 25



障がい福祉

相談窓口

障がい者の生活全般に関わる相談、諸サービスの利用援助、情報提供を行っています。

●障がい者に関する相談全般
 圏ふくしま基幹相談支援センター ☎592-2025

●身体障がい者に関する相談全般
 圏福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 ☎563-7765

●知的障がい者に関する相談全般
 圏清心荘指定相談支援事業所 ☎592-2020

●精神障がい者に関する相談全般
 圏相談支援センターリアン ☎573-8425

●障がい児・リスク児に関する相談全般
 圏相談支援事業こじかキッズサポート ☎529-5356

●権利擁護全般、成年後見制度に関する相談
 圏福島市権利擁護センター ☎533-3341

●障がいを理由とする差別に関する相談
 圏福島市社会福祉協議会 ☎563-7765

身体障害者手帳

身体の不自由な方が援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つもので、申請書に指定医師の診断書と写真を添えて申請し、本市の判定を受けて交付されます。

療育手帳

知的障がい児（者）の援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つもので、県児童相談所、または県障がい者総合福祉センターでの判定を受けて交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が支援を受けたり、制度を利用する際に役立つもので、申請書に所定の診断書などを添えて申請し、県の判定を受けて交付されます。

特別障害者手当など

所得保障の一環として、重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するために、手当制度が設けられており、年齢により特別障害者手当（20歳以上）と障害児福祉手当（20歳未満）に分かれています。
 所得・施設入所などによる支給制限があります。

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方が対象となります。
 所得・施設入所などによる支給制限があります。

重度心身障害児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がい児（身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの方）を監護している方が対象となります。
 圏障がい福祉課障がい給付係 ☎525-3796

重度心身障がい者医療費助成

障害者手帳所持者で、該当となる等級の方を対象に医療費の保険診療自己負担分を助成します。助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。
 圏共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

障がい福祉サービス

障がい児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の生活を支援します。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者などが対象となります。（サービス利用に応じ費用の1割負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められています。）

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）
 入浴、排せつなどの身体の介護、食事の準備、掃除、洗濯など家事援助等の支援が受けられます。
 - 短期入所（ショートステイ）
 施設に短期間入所して、介護や日常生活の世話、機能訓練などが受けられます。
- 圏障がい福祉課自立支援係 ☎525-3746

その他のサービス

おむつ等購入券・福祉タクシー券の交付、在宅酸素濃縮器電気代の助成などをおこなっています。
 圏障がい福祉課障がい給付係 ☎525-3796

自立支援医療

身体障がい者の更生医療費、身体障がい児の育成医療費及び精神障がい者の通院医療費の各自己負担が原則として1割となります。
 所得等に応じて上限が決められています。
 圏障がい福祉課障がい給付係 ☎525-3796



子育て・入園入学

福島市ファミリーサポートセンター

子どもを預かることができる方と子どもを預けたい方を会員登録し、子どもの一時預かりを仲介します。

☎8:30~17:00 休日曜日・祝日・年末年始
☎526-0612 福早稲町4-16 ラヴィバレー番丁3階

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 26

こども発達支援センター

子どもの発達に関する相談をお受けしています。また、肢体不自由のあるお子さん等の療育(リハビリテーション)を行っています。

☎8:30~17:15 休土曜日・日曜日・祝日・年末年始
☎534-6074 福森合町10-1

地域子育て支援センター

乳幼児の子育てに関する相談・指導、親子教室・交流活動などを実施し、子育て全般に関する専門的な支援をおこないます。気軽に相談・ご利用ください。

わかば子育てセンター ☎525-6449

福浜田町4-5 (福島わかば保育園内)

とやの子育て支援センター ☎545-2832

福鳥谷野字梅ノ木内15

さくら子育て支援センター ☎563-7222

福渡利字大豆塚7番地 (さくら保育園内)

さくらんぼ子育て支援センター ☎597-6309

福野田町五丁目4-50 (さくらんぼ保育園内)

ごうのめ子育て支援センター ☎563-4740

福郷野目字上14 (ごうのめこども園内)

ほくしん子育て支援センター ☎552-2774

福北矢野目字江下2-1

ふくしま信陵子育て支援センター ☎563-4005

福北沢又字上日行壇3番地の43

せのうえ子育て支援センター ☎553-5390

福瀬上町字寺後6 (瀬上保育所内)

あゆみ子育て支援センター ☎555-6810

福南矢野目字中屋敷62-1 (あゆみ保育園内)

ゆかり子育て支援センター ☎552-1315

福丸子字沢目42-1 (福島ゆかり保育園内)

おかやま子育て支援センター ☎535-8846

福岡部字倉ノ内89

いいざか子育て支援センター ☎597-6679

福飯坂町字桜下11-9 (飯坂保育所内)

三育子育て支援センター ☎558-3319

福笹谷字城場6-2 (三育保育園内)

子育て支援センター みんなの家@ふくしま ☎572-4690

福笹谷字清水14-12

さゆり子育て支援センター ☎533-1013

福上野寺字東1-1 (さゆりこども園内)

たんぼぼ第二子育て支援センター ☎555-0045

福泉字仲田8-9 (たんぼぼ第二保育園内)

にわか子育て支援センター ☎591-5340

福町庭坂字呑塚28 (にわか保育園内)

あづま子育て支援センター ☎557-3366

福笹木野字下屋敷46-3 (あづま保育園内)

こじか子育て支援センター ☎545-7675

福方木田字前白家9-12

ちゅうりっぴ子育て支援センター ☎545-8718

福大森字日蔭92 (ちゅうりっぴ保育園内)

さくらみなみ子育て支援センター ☎546-2844

福平石字堰ノ上34 (さくらみなみ保育園内)

あすなる子育て支援センター ☎549-1280

福田沢字姥懐3-1 (あすなる保育園内)

あいあい子育て支援センター ☎090-7424-2838

福松川町字石合内19-1

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 27

児童センター

遊戯室、図書室などを備えた、地域の子どものための施設です。子どもの遊び場として自由にご利用ください。

☎10:00~18:00 休日曜日・祝日・年末年始

蓬萊児童センター ☎549-8764

福蓬萊町四丁目14-1

清水児童センター ☎559-1429

福南沢又字上河原21-1

東浜児童センター ☎531-5601

福東浜町11-45

野田児童センター ☎556-1332

福笹木野字館1-3

渡利児童センター ☎522-2564

福渡利字番匠町43

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 28

放課後児童クラブ

昼間保護者がいない家庭の小学生を対象として、放課後に家庭に代わり遊びと生活の場を提供します。市内には現在94のクラブがあります。

福こども政策課子育て支援係 ☎525-3767

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 29

児童手当

中学校修了前の児童を監護し、生計を同一にしている保護者に支給されます。

受給者の前年度所得が所得制限限度額未満の手当月額額は、児童の年齢及び人数により、1人につき10,000円または15,000円となります。所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の手当月額は特例給付として児童1人につき5,000円となります。ただし、所得上限限度額以上の場合は児童手当・特例給付は支給されません。

福こども政策課子育て給付係 ☎572-7103

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 30

子育て・入園入学

児童扶養手当

ひとり親家庭などで18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の母または父、当該父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。(ただし、支給基準、制限などがあります。)

●支給額 (令和5年4月より)

児童1人の場合は月額10,410円～44,140円、児童2人の場合は月額5,210円～10,420円加算、3人目からの児童1人増えるごとに3,130円～6,250円加算。

圏子ども政策課子育て給付係 ☎572-7103

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 31

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭(所得制限限度額未満)の親と子(18歳未満)にかかわる医療費の保険診療および入院時食事療養費の自己負担分を助成します。助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。なお、子ども医療費助成該当の場合は、子ども医療費助成が優先します。

圏共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 32

保育所・認定こども園・幼稚園に入るには

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 33

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 34

保育所への入所

就学前のお子さんを持つ保護者が、就労や病気などのため日中保育ができない場合に、お子さんを保育します。

圏幼稚園・保育課幼保認定係 ☎525-3750

認定こども園への入園

就学前のお子さんへ幼児教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

圏各認定こども園

または幼稚園・保育課幼保認定係 ☎525-3750

幼稚園への入園

就学前のお子さんへ教育を行う学校教育施設です。

●市立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた幼児の主体性を育む教育をします。全園で長期休業期間(夏・冬・春休み)も預かり保育を実施しています。園児募集は10月から、詳しくは市政だよりでお知らせします。

圏各市立幼稚園

または幼稚園・保育課幼保支援係 ☎572-3122

●私立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、各園の建学の精神による教育の特色を園ごとに創意工夫のもと保育をします。園児募集等の詳細は各園へ直接お問い合わせください。

圏各私立幼稚園

小学校への入学

就学時健康診断

入学の前年の9～10月に実施します。学校から通知がありますので必ず受けてください。

入学通知書

入学する年の1月末に市教育委員会から入学通知書を郵送します。入学する学校は住民基本台帳に登録されている住所によって決まります。住所が変わったときは市民課、各支所・茂庭出張所へ届け出てください。

圏教育委員会学校教育課 ☎525-3782

福島市子育てポータルサイト

親子で楽しめるイベント情報や子育て情報をわかりやすくお伝えする、ポータルサイトです。

「子どもが生まれたら、何をすればいいの?」「家の近くの保育園や幼稚園はどこ?」「日曜日に急に子どもの具合が悪くなった!病院はどこに行けばいいの?」などの疑問にお子さんの年齢から検索したり、マップから簡単に探したり、さまざまなコンテンツで、必要な情報をお届けします。

圏子ども政策課 ☎572-3416



▶ [ホームページらくらアクセス](#) 35

小・中学校の転入学・転出

転入のとき

市民課、各支所・茂庭出張所で転入届出をして、新しい学校の転入学通知書を受けとり、前の学校からの「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を準備のうえ、指定された学校で転入学の手続きをしてください。

転出のとき

市民課、各支所・茂庭出張所で転出届出をして転出証明書を受けとってください。それを学校へ提示し「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」の発行を受け、転出先で転入学の手続きをとってください。

圏教育委員会学校教育課 ☎525-3782

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 36

就学援助制度

市内の国公立小中学校に通うお子さんがいる家庭で、経済的な理由から学用品費や給食費等の支払いにお困りである家庭に対して、費用の一部を援助する制度を設けています。

圏教育委員会学校教育課 ☎572-3987



生涯学習

学習センター

福島市内には16の学習センターと6つの分館があります。一般教養をはじめ幅広い学習の場として、次のような事業をおこなっています。

1 社会教育事業

区分	事業名
少年教育	少年学級・講座 ジュニアリーダー教室、親子教室 世代間交流事業
成人教育	青年教育 青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座
	女性教育 女性学級・講座 女性リーダー研修会
	各種講座等 市民学校、市民大学講座 ICT活用セミナー 現役卒業世代対象事業 ふくしまマスターズ大学
高齢者教育	高齢者学級・講座
家庭教育	家庭教育学級・講座 子育て支援ボランティア養成講座 語り合いネットワーク推進事業
芸術文化・文化財・芸能	各種展覧会、文化祭 俳句、短歌、芸能祭 歴史講座、史跡めぐり
体育・レクリエーション	スポーツ教室・大会 囲碁・将棋・レクリエーション大会
地域学校協働	地域学校協働本部事業 (学校支援活動、地域学校協働活動)

毎月の「ふくしま市政だより」には、皆さまがお住まいの地区の「地区だより」が折り込まれており、それぞれの学習センターの事業や募集などの案内をおこなっていますのでご覧ください。

2 生涯学習の相談

●各学習センターの生涯学習指導員が、生涯学習に関する指導や助言、また生涯学習の情報提供をおこなっています。

3 図書の貸出し

●中央学習センター、蓬萊・清水・飯野の各分館を除く各学習センターには図書室があり、図書の閲覧や貸出しをおこなっています。各図書室にない、希望図書についてもネットワークにより検索し、図書館や他の学習センターから取り寄せることもできますのでお気軽にご利用ください。

4 生涯学習活動の支援、場所の提供

●学習団体の自主的な活動やサークル活動の場として、学習センター施設をご利用いただくことができます。また、主催事業や団体使用のない時の施設については、個人学習の場としても開放していますのでご利用ください。

なお、渡利・蓬萊・清水・北信・飯坂・松川・吾妻学

習センターの多目的ホールおよび清水学習センターの軽運動室は、毎週金・土曜日の午前9時から午後6時までを個人利用日としています。

施設の利用について詳しくは、各学習センターへお問い合わせください。

☎9:00～21:00

図書室は17:45まで（日曜日は17:00まで）

☎火曜日、国民の祝日（火曜日の場合は翌日）、年末年始ほか

休館日でも図書室以外は専用使用（5人以上での使用）ができます。（事前に登録と申請が必要です）

各学習センター

詳しくはP.40をご覧ください。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 37

こむこむ館

ももりんロボットがお出迎えしてくれるにぎわい広場、全天周映像も楽しめるプラネタリウム、児童書専門の図書館、港をモチーフにした常設展示室などを備えています。

☎早稲町1-1 ☎524-3131

☎9:30～19:00

☎毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）

※学校の長期休業期間は開館

各種講座や催しの情報

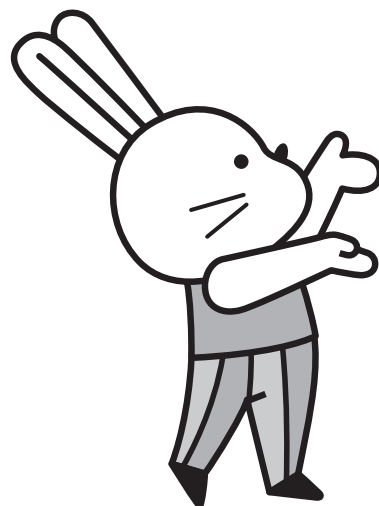
福島市振興公社が運営する次の施設でも、各種講座をおこなっています。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

・働く婦人の家

・勤労青少年ホーム

☎531-6221 ☎入江町1-1



町内会活動・市民活動・共創のまちづくり

国際交流

町内会活動

●住民自治組織（町内会）

市内には、住民の自治組織として町内会が組織され、地域課題の解決や住民福祉の向上、会員相互の親睦などを図るために種々の活動をおこなっています。また、市民と市政を結ぶ重要な役割を果たしています。町内会を通して、明るい地域社会づくりのための活動にご参加ください。

〒地域共創課地域振興係 ☎525-3731

▶ [ホームページからアクセス](#) 38

自治振興協議会

地域振興及び地域住民の福祉向上のため、市政の重要課題や地域の課題、要望、意見などについて、市長と意見交換し、市民の声を市政に反映させることを目的に、毎年地区ごとに開催しています。

〒地域共創課地域振興係 ☎525-3731

▶ [ホームページからアクセス](#) 39

市民活動

●市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、市民活動団体の活動支援と人材育成、団体相互の交流・連携を図り、共創のまちづくりを推進及び市民活動を促進するための活動拠点です。

公益的な市民活動団体やNPO、ボランティアサークルなどの情報の受発信、機材の貸出、市民活動に対する研修や相談などの支援をおこなうとともに、センターが取り組む様々な事業を通じて、共創のまちづくりを推進していきます。

☎9:00～21:00 休火曜日・年末年始

〒市民活動サポートセンター ☎526-4533

〒大町4-15 チェンバおおまち3階

MAP 2-C

▶ [ホームページからアクセス](#) 40

共創のまちづくり

市は市民のみなさんと一緒に地域の新しい魅力や価値を共につくる「共創」のまちづくりに取り組んでいます。共創のまちづくりを実現するためには、「自分たちのまちを、自ら考え、自らつくる」という意識を持ち、行動することが必要です。

また、近年のまちづくりを取り巻く環境の変化に伴い、様々な課題解決のためには、地域で暮らすみなさんや活躍する団体、企業、学校などが手を取り合って取り組むことがとても重要です。

それぞれが主役となって力をあわせ、地域の課題を解決するという姿勢が求められています。

〒地域共創課市民共創係 ☎525-3731

▶ [ホームページからアクセス](#) 41

国際交流

●福島市国際交流協会

異なる文化を認め合う「多文化共生のまち福島」の実現を目指し、市民・民間団体・行政の一体的な国際交流を推進しています。

日本人の外国文化理解及び外国人の日本文化理解のためのイベントや講座、国際交流推進団体との連携事業、多言語での生活・防災・行政・イベント情報の発信などの活動を行っています。

皆さまのご入会をお待ちしております。

〒固定住交流課都市間交流係 ☎525-3739

✉teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

▶ <http://www.f-ifa.jp>

●福島市外国人生活相談窓口

—Support Desk for Foreign Residents—

外国籍の方など外国にルーツを持つ方、また外国にルーツを持つ方を支援する方の生活相談・各種手続きの支援を行います。

相談員は英語・ベトナム語・日本語が話せます。翻訳機で110以上の言語で対応可能です。

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

〒固定住交流課 ☎525-3739

●福島県国際交流協会

県民の国際交流に関する幅広い活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域の活性化とより豊かな県民生活の実現を推進する総合的な国際交流機関です。

〒舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階

☎524-1315 ✉info@worldvillage.org

▶ <http://www.worldvillage.org/>

●外国人住民のための相談窓口

・外国人住民のための相談に多言語（13言語）で対応しています。

○日本語・英語・中国語（相談による対応）

火曜日～土曜日 9:00～17:15

○韓国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語（通訳員による対応）

木曜日 10:00～14:00（第4、5木曜日は事前予約が必要）

○韓国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ウクライナ語・ロシア語（外部通訳サービスによる対応）

火曜日～土曜日 9:00～17:15

各曜日とも祝日は除く

☎024-524-1316 FAX 024-521-8308

✉ask@worldvillage.org

・三者通訳電話（トリオフォン）

トリオフォンを利用して外国人住民と行政機関等の間での通訳をします。

☎024-524-1316



就労・経営・起業

仕事をお探しの方

●ハローワーク福島（福島公共職業安定所）

仕事についての相談や各種求人情報の提供・紹介をしています。ハローワークインターネットサービスでは、オンラインによる登録を受け付けています。

☎534-4121 函狐塚17-40

▶ <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

●福島新卒応援ハローワーク

大学生・大学・短大・高専・専修学校・高等学校・中学校などを卒業・修了予定の学生・生徒や、卒業後概ね3年以内の方を対象に職業相談やセミナーなどの支援を行っています。

☎529-7649

函曾根田町1-18（MAXふくしま5階）

●福島わかものハローワーク

正規雇用を目指す若者（おおむね35歳未満）を対象に就職支援を行っています。

●ミドルエールコーナー

安定した雇用を希望するおおむね35歳から55歳以下の方に、専門の担当者が、就職活動から就職実現、定着まで支援を行います。

☎529-6626

函曾根田町1-18（MAXふくしま5階）

●ふるさと福島就職情報センター（ジョブカフェふくしま）

県内就職希望の方に、就職に関する支援を行っています。

☎525-0047

函三河南町1-20 コラッセふくしま2階

▶ <https://www.f-turn.jp/>

●福島県内の職業能力開発施設などの情報

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部 福島職業能力開発促進センター（ポリテクセンター福島）

▶ <http://www.3.jeed.go.jp/fukushima/poly/sitemap.html>

福島県職業能力開発協会

▶ <http://f-shokunou.or.jp>

●就職関連情報

福島市や県北地域企業の魅力をお伝えするために様々な就職支援情報や企業情報を発信しています。

福島市ホームページ（福島市就職応援ポータルサイトえふWORK）

▶ [ホームページららくアクセス](#) 42

●移住・転入女性対象お仕事探しサポートサービス

移住・転入された女性を対象に、仕事探しの相談に乗り適切な機関に連携するサポートを行っています。

関一般社団法人tenten ☎024-529-5895

▶ <https://tenten-f.info/matching/>

●県北障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

☎529-6800

函八木田字並柳20-5 福島八木田ビル106

●公益社団法人福島市シルバー人材センター

健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方に会員登録をしていただき、センターが受託した仕事を提供しています。

☎531-2511

▶ <https://webc.sjc.ne.jp/fukushima/>

函東浜町11-40

●福島県北・相双地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳の方とそのご家族向けに、個別キャリア相談と心の相談を実施しています。

☎563-6222 函太田町17-8 アーバン横山1-1F

●福島県福祉人材センター

福祉（高齢者・障がい児者・児童施設、保育所等）の仕事に対する就業相談や求人情報提供を行います。

☎521-5662

▶ <https://f-fjc.com/>

函渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内

●福島県保育士・保育所支援センター

保育所の仕事を目指す保育士・子育て支援員の方に対する就業相談・求人情報提供・希望者への保育所見学の機会を提供します。

☎521-5662

▶ <https://f-fjc.com/hoiku/>

函渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内

職場のトラブル等でお悩みの方・お尋ねになりたい方

●福島労働局総合労働相談コーナー

パワハラやいじめ等職場環境の問題、解雇や賃金等労働条件の問題の相談を受けます。労働紛争解決制度もあります。労使いずれからでも相談可。

函花園町5-46

福島第二地方合同庁舎4階（福島労働局雇用環境・均等室内）

☎536-4600

☎0800-8004611（労働者専用）

●福島労働局雇用環境・均等室

セクハラ、性差別・マタハラ、パワハラ、母性健康管理、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働に係る相談を受けます。労使いずれからでも相談可。

函花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階

☎536-4609

●福島労働基準監督署

解雇や賃金等労働条件の問題、職場の安全衛生の確保に関する相談、労災手続き等の相談を受けます。労使いずれからでも相談可。

函霞町1-46 福島合同庁舎1階

☎536-4859

就労・経営・起業

融資制度

● 中小企業融資制度

市内の中小企業者を対象とした融資制度を設けています。

- ・ 中小企業一般融資（一般枠・震災特別枠）
- ・ 中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠・導入資金枠）
- ・ 組織資金融資

閩産業雇用政策課産業政策係 ☎515-7746

▶ [ホームページ](#)からアクセス 43

● 創業応援利子補給事業

創業を目指す熱意ある方を応援するため、創業にかかる融資の利子（最長2年）を補助します。

閩商工業振興課創業推進係 ☎525-7658

● 中小企業制度融資

福島県ホームページ

▶ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>

商店街等支援

● 商店街空き店舗対策事業

中心市街地等の空き店舗に出店する際の家賃の一部を補助しています。空き店舗重点対策地域については、階層や業種の制限を市独自に大幅に緩和しました。

● 商店街等活性化イベント支援事業

商店街などが実施する地域の賑わいや活性化を目的としたイベントに対し、事業費の一部を補助しています。

閩商工業振興課商業振興係 ☎525-3720

▶ [ホームページ](#)からアクセス 44

経営支援

● 産学官連携支援

製品開発や販路拡大等に関する支援を行っています。また、産業支援コーディネーターが企業の皆様の相談をお受けしています。

閩産業雇用政策課産業政策係 ☎515-7746

閩産業支援コーディネーター ☎573-2526

● 福島県経営支援プラザ

県内中小企業が抱える経営課題解決のための相談窓口を設置し、必要に応じ、専門家の派遣を行っています。また、経営力育成講座を始め、5Sセミナー等経営改善に資する各種セミナーを開催しています。

閩(公財)福島県産業振興センター ☎525-4034

✉ sien@f-open.or.jp

〒三河南町1-20 コラッセふくしま 2階

▶ <https://www.utsukushima.net/>

● 福島県中小企業団体中央会

中小企業組合やグループなどの育成支援などをおこなっています。

☎536-1261 ✉ info@chuokai-fukushima.or.jp

〒三河南町1-20 コラッセふくしま10階

▶ <http://www.chuokai-fukushima.or.jp/>

● 経営・雇用支援情報

福島県商工労働部ホームページ

▶ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/9.html>

あるいは、

Web検索キーワード「福島県商工労働部」

起 業

● 福島市クリエイティブビジネスサロン

シェアオフィス、コワーキングスペース及びミーティングルームを備えた、新たな働き方に対応したビジネス交流拠点施設です。

☎572-4130

〒三河南町1-20 コラッセふくしま 2階

☎9:00~19:00 閩年未年始

▶ <https://fcbs.jp/>

● 福島駅西口インキュベートルーム

福島駅西口インキュベートルームは、県内初の公設インキュベート施設として平成15年7月に開設されました。

新たに事業を始めようとする方や新しい事業展開を考えている方を支援する施設です。

シェアードオフィス12区画、個室5室を備え、専門のインキュベーションマネージャーによる相談、助言を受けることができます。

☎525-4048 ✉ info@incu.jp

〒三河南町1-20 コラッセふくしま 6階

▶ <http://www.incu.jp/>

企業の福利厚生

● えふ・サポート（一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター）

えふ・サポートは福島市の出資により設立された法人です。

福島市内の中小企業で働く方が、健康で豊かな生活を実感できるよう、職場の福利厚生を充実させるお手伝いをしています。

福島市内の中小企業（従業員300名以下または資本金3億円以下）であれば、どの事業所でも加入できます。

主な事業内容

- ・ 生活安定事業
慶弔・祝金・見舞金等給付、融資あっせんなど
- ・ 健康維持増進事業
人間ドック等受診料助成、インフルエンザ予防接種料助成など
- ・ 老後生活安定事業
主催事業の実施、中小企業退職金共済制度の案内など
- ・ 余暇活動・自己啓発事業
主催事業の実施、宿泊施設や鑑賞券等の利用割引、助成、斡旋、国家資格試験や通信講座受講料の助成
- ・ 財産形成事業
主催事業の実施、情報提供

〒三河南町1-20 コラッセふくしま 3階

☎528-2288 ✉ finfo@fsupport.jp

▶ <https://www.fsupport.jp/>

えふ・サポート



市議会と選挙

定例会議・委員会

9月、12月、翌年3月、6月の年4回定期的に開かれる議会を定例会議、必要に応じて開かれる議会を緊急会議といいます。また、少人数で専門的に審議をつくらため常設されている総務・文教福祉・経済民生・建設水道の4常任委員会では、それぞれが所管する事務の調査および議案、請願、陳情の審査などをおこなっています。

請願・陳情

市民は市政についての自分たちの意思や要望を文書で直接市議会へ提出できます。請願については、議員の紹介を必要としますが、陳情はその必要はありません。請願・陳情は委員会・本会議で審議されその結果（採択・不採択）は提出した代表者にお知らせします。

傍聴

本会議および委員会は原則として公開となっていますので、傍聴をご希望の方は会議の当日、市役所7階の議会事務局で傍聴証の交付を受けてから傍聴してください。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。議会事務局議事調査課へお問い合わせください。

市議会だより

定例会議などの市議会の活動内容をお知らせする「ふくしま市議会だより」は2・5・8・11月の各1日に発行しています（冊子のほか、点字版、音声版があります）。

市議会ホームページ

市議会・議員紹介、会議日程等・傍聴案内、議会中継、議会の取り組み、請願・陳情（方法、審議結果）、議案（議決結果、資料等）、市議会だより（PDF、音声版）、会議録、議長交際費執行状況、政務活動費などの情報を掲載しています。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 45

☎ 議会事務局議事調査課 ☎ 525-3776

選挙権及び投票日当日の投票所

福島市の議会議員や長の選挙で投票できるのは、満18歳以上の日本国民で、福島市に引き続き3ヶ月以上住所を有する方です。（国政選挙などは多少要件が異なります）当日の投票所は、お住まいの区域によって指定されていますので、郵送される投票所入場券などでご確認ください。

期日前投票

投票日当日に仕事や用事などで投票所へ行けない方は、下記の期日前投票所で投票ができます。

どの投票所でも投票できますが、日にちによっては投票できる場所や時間が異なる場合がありますので、投票所入場券などでご確認ください。

期日前投票所の場所

福島市役所、清水・北信・飯坂・松川・信夫・吾妻の各支所 など

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 525-3777

広報・広聴

ふくしま市政だより

市政と市民の皆さんを結ぶ「ふくしま市政だより」は、毎月1回、各町内会・自治会などの協力をいただいて各家庭に配布しています。

市役所1階エントランス、9階展望ロビー、西口行政サービスコーナー、各支所・学習センター、市立図書館、福島駅観光案内所、市内の一部のコンビニエンスストアなどにも備えてありますので、ご自由にお持ちください。また、市の公式ホームページでもご覧いただけます。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 46

なお、より多くの市民の方に市政の情報を伝えるために、市の公式ホームページに写真や図なども聞きとりやすい言葉で説明している「声の市政だより」を配信しています。

▶ [ホームページらくらくアクセス](#) 47

公式ホームページ

福島市のさまざまな行政サービスの情報を提供します。



[アドレス]

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

メディアによる広報

新聞、テレビ、ラジオで福島市からの情報をお知らせしています。

● 新聞市政広告

- ・福島民報・福島民友
毎月2回

● テレビ 5分番組

- ・福島テレビ (FTV) 第1日曜日 13:55
- ・福島中央テレビ (FCT) 第1土曜日 11:55
- ・福島放送 (KFB) 第1土曜日 11:40
- ・テレビユー福島 (TUF) 第1土曜日 9:25

● テレビ 15秒スポット

- ・福島テレビ (FTV)
毎週月曜日 19:00～20:00の中で
- ・福島中央テレビ (FCT)
毎週月曜日 17:53～19:00の中で
- ・テレビユー福島 (TUF)
毎週日曜日 17:30

● テレビ dボタン広報

- ・福島放送 (KFB)

広報・広聴

● ラジオ

- ・ ラジオ福島 (1458KHz)
「市民ニュース」
毎週土曜8:55~9:00 / 第1日曜10:40~10:45
- ・ ふくしまFM (81.8MHz)
「福島市政インフォメーション」
毎週金曜8:35~8:55の中で
- ・ FM ポコ (76.2MHz)
「マイシティふくしま」
月曜~金曜 7:48~ 7:53
再放送同日 17:30~17:35
- ・ NHK第1放送 (1323KHz) 随時

市民フォト・ふくしま夢通信

福島の自然や特産品、イベントなどを、写真を中心に紹介している広報紙です。年4回、町内会ごとに班回覧でご覧いただいています。市外にお住まいで、お申し込みをいただいた方に、無料で送付しています。また、各支所・学習センターなどに備えてありますので、ご自由にお持ちください。市のホームページでもご覧いただくことができます。

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 48

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

情報の拡散性に優れたソーシャルメディアを利用して、市の重要施策、イベント、緊急情報などを、メッセージ、写真、動画などで提供しています。



・ LINE
[ID] @fukushimacity



・ X (Twitter)
[アカウント名] @fukushimacity
[アドレス] https://x.com/fukushimacity



・ Facebook
[フェイスブックページ名] 福島市
[アドレス]
https://www.facebook.com/fukushimacity



・ YouTube
[チャンネル名] ふくしまチャンネル
[アドレス]
https://www.youtube.com/user/fukushimacity

市民の声

広く市民の皆さんから市政に対するご提案やご意見などをお伺いし、それに対する市の考えを共有化するとともに、政策的な提案を市政に反映させていく制度です。

「市民の声」の専用紙と封筒は、市役所1階総合案内、各支所・学習センターなどに備え付けてあります。なお、市のホームページ、ファクスでも受付しています。

▶ [ホームページらくらアクセス](#) 49

ふくしま市政見学会

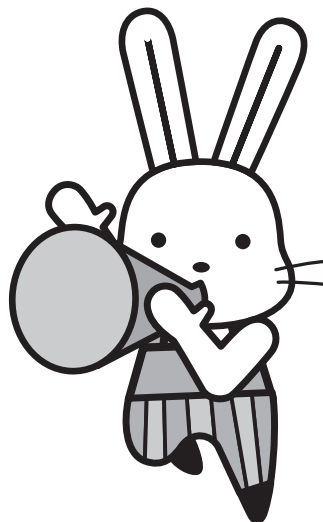
市民生活に身近なテーマを設け、関連する施設の見学を通し、市の施策や施設の役割を知ってもらうとともに、参加者から市政や施設に対するご意見をいただくために実施しています。

LINEを活用したアンケート

福島市公式LINEに友だち登録している方で、受信設定が「市内」かつ「アンケートについて同意する」を選択いただいている方を対象に、LINEから通知されるアンケート調査にご協力いただく制度です。

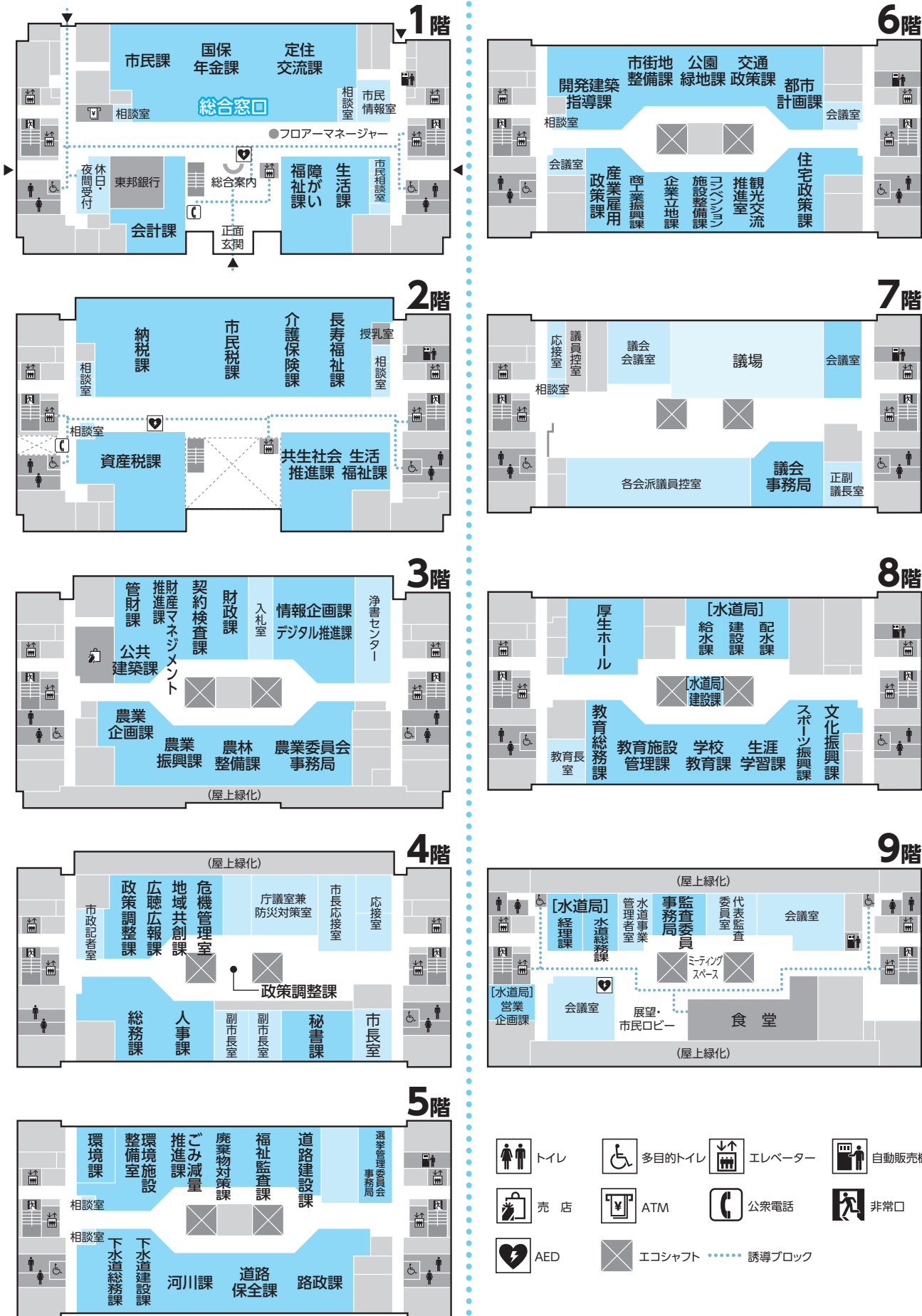
皆さんから寄せられた意見等は、市政推進及び施策の企画・立案・計画の策定等に当たっての参考資料として活用させていただきます。

圖広聴広報課 ☎525-3710・563-7488



市庁舎案内 (本庁)

福島交通バス：①市内循環1・2コース市役所前下車徒歩1分 ②伊達・保原方面市役所入口下車徒歩1分 MAP 2-C/D
 P 約300台



市庁舎案内 (保健福祉センター・保健所)

福島市保健福祉センター(森合町10-1)

福島交通バス:市内循環1・2コース保健福祉センター前下車
 180台 **MAP 1-C**

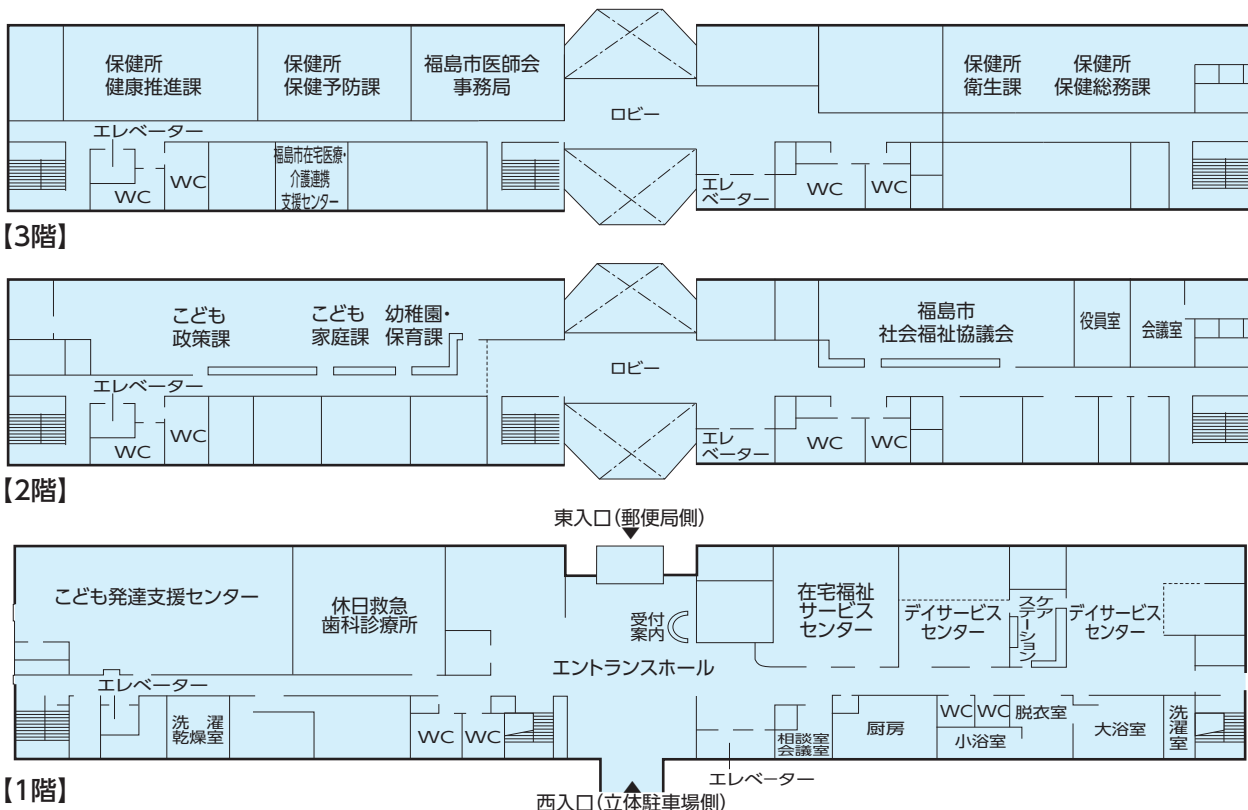
休日救急歯科診療など市民医療の確保をはじめ、地域保健、福祉サービスの拠点となる施設です。

福島市保健所(福島市保健福祉センター内)

いのちと健康を守る拠点として、少子高齢化に対応した生涯を通じた健康づくりや保健衛生、健康危機管理など総合的な保健衛生サービスを提供します。

- 福島市保健福祉センターの施設管理に関すること など
保健総務課総務管理係 ☎525-7670
- 内部被ばく検査に関すること
 ○外部被ばく検査に関すること
 ○放射線と市民の健康講座開催
 ○放射線に関する健康相談 など
保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681
- 医療従事者などの免許申請
 ○献血に関すること など
保健総務課地域医療政策室医事薬事係 ☎597-6221
- 医療相談
保健総務課医療安全支援センター ☎597-6238
- 夜間急病診療所、休日救急歯科診療所に関すること など
保健総務課地域医療政策室地域医療係 ☎572-7602
- 理・美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉、
 興行場、特定建築物、貯水槽、給水施設、遊泳用プール、
 ねずみ、衛生害虫等の衛生管理に関すること など
衛生課生活衛生係 ☎597-6319
- 食品の営業許可・届出に関すること
 ○食中毒に関すること
 ○調理師・製菓衛生師の免許に関すること など
衛生課食品衛生係 ☎597-6358

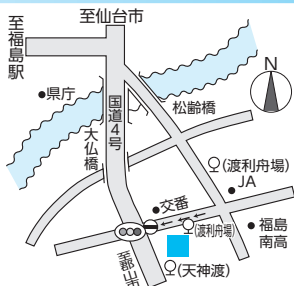
- 犬猫の動物愛護に関すること
 ○犬の登録、狂犬病予防に関すること など
衛生課動物愛護係 ☎597-6409
- 食品の安全に係る検査に関すること
 ○一般依頼の検便検査に関すること など
衛生課検査室 ☎573-1268
- 市民検診に関すること
保健予防課検診予防係 ☎525-7680
- 予防接種に関すること
 ○感染症に関すること
保健予防課感染症対策係 ☎572-3152
- 指定難病医療費助成制度
 ○難病に関する相談
保健予防課難病支援係 ☎573-4384
- 受動喫煙防止対策に関すること
 ○健康づくりポイント事業に関すること
 ○栄養士・管理栄養士免許に関すること など
健康推進課健康増進係 ☎597-8616
- 地域の健康づくりに関すること
 ○こんにちは赤ちゃん訪問に関すること
 ○特定給食施設の届出、立入検査 など
健康推進課地域保健第一係 ☎525-7674
地域保健第二係 ☎572-3120



市庁舎案内 (支所・出張所)

渡利支所 〒960-8141 渡利字舟場7-1 ☎523-5001

- ・福島交通バス：①バイパス
經由医大行天神渡下車
徒歩3分
- ②渡利南回り渡利舟場
下車
P 28台



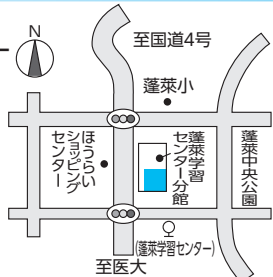
杉妻支所 〒960-8154 伏拝字台田1-1 ☎546-3365

- ・福島交通バス：伏拝經由
蓬萊団地行伏拝下車徒歩3分
- ・JR南福島駅から徒歩5分
- ・JAふくしま未来すずめ支店と合築
P 24台(旧支所 P 8台)



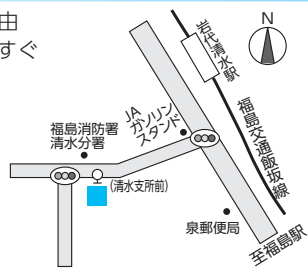
蓬萊支所 〒960-8157 蓬萊町四丁目1-1 ☎548-4508

- ・福島交通バス：蓬萊団地
または医大行蓬萊学習センター
下車徒歩3分
- ・蓬萊学習センター分館
と合築 P 43台



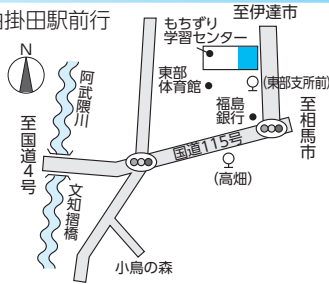
清水支所 〒960-8253 泉字大仏4-3 ☎557-2388

- ・福島交通バス：南沢又經由
北沢又行清水支所前下車すぐ
- ・福島交通飯坂線：
岩代清水駅下車徒歩5分
P 37台



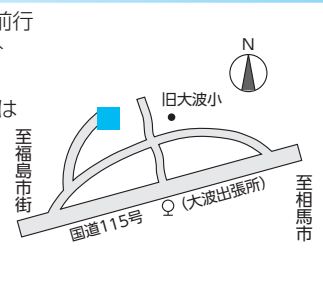
東部支所 〒960-8204 岡部字高畑46 ☎534-2471

- ・福島交通バス：大波經由掛田駅前
高畑下車徒歩5分
または月輪台団地行
東部支所前下車すぐ
- ・もちずり学習センター
と合築 P 40台



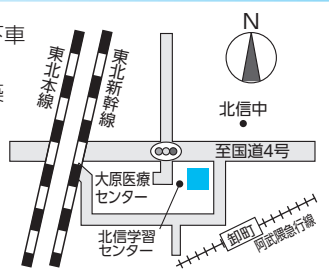
東部支所 大波出張所 〒960-0811 大波字滝ノ入48 ☎588-1055

- ・福島交通バス：掛田駅前
大波出張所下車徒歩3分
P 20台
- ※戸籍受付等一部の事務は
おこなっていません。



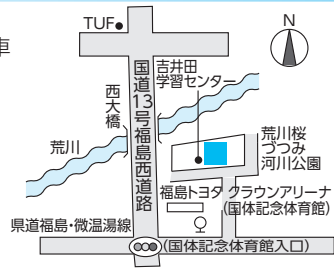
北信支所 〒960-0102 鎌田字中江1 ☎554-1111

- ・阿武隈急行線：卸町駅下車
徒歩5分
- ・北信学習センターと合築
P 50台



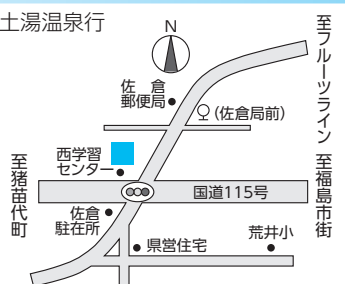
吉井田支所 〒960-8166 仁井田字西下川原1-1 ☎546-3469

- ・福島交通バス：土船行
国体記念体育館入口下車
徒歩5分
- ・吉井田学習センター
と合築 P 60台



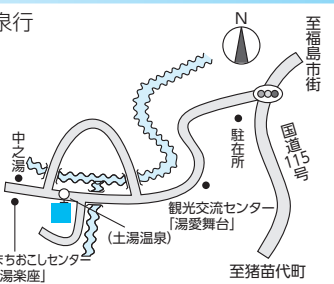
西支所 〒960-2155 上倉字妻下4-2 ☎593-1001

- ・福島交通バス：荒井・土湯温泉行
佐倉局前下車
徒歩1分
- ・西学習センターと合築
P 50台



土湯温泉町支所 〒960-2157 土湯温泉町字上ノ町9 ☎595-2051

- ・福島交通バス：土湯温泉行
土湯温泉 下車すぐ
P 5台

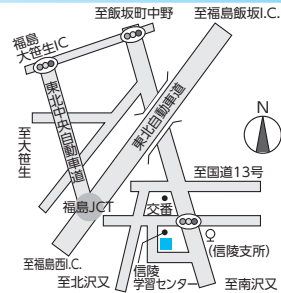


市庁舎案内 (支所・出張所・行政サービスコーナー)



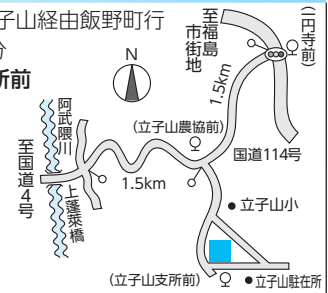
信陵支所 〒960-0241 笹谷字オノ神1 ☎557-6001

- 福島交通バス：大笹生
または中野行
信陵支所下車
- 信陵学習センターと合築
P 70台



立子山支所 〒960-1321 立子山字竹ノ下24-1 ☎597-2111

- 福島交通バス：医大・立子山經由飯野町行
立子山農協前下車徒歩5分
または飯野町行立子山支所前
下車徒歩1分
P 13台



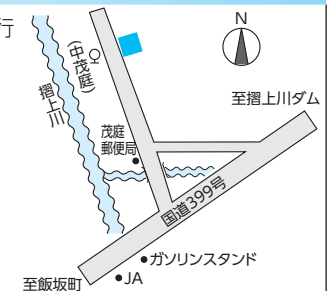
飯坂支所 〒960-0201 飯坂町字銀杏6-11 ☎542-2111

- 福島交通飯坂線：
花水坂駅下車徒歩5分
- 飯坂学習センターと
合築
P 100台



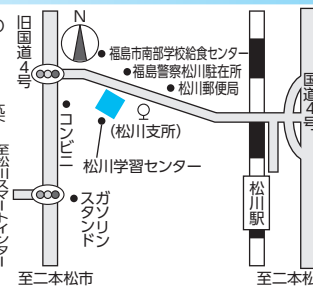
茂庭出張所 〒960-0271 飯坂町茂庭字宮沢口9-1 ☎596-1001

- 福島交通バス：もにわの湯行
中茂庭下車
徒歩1分
P 15台



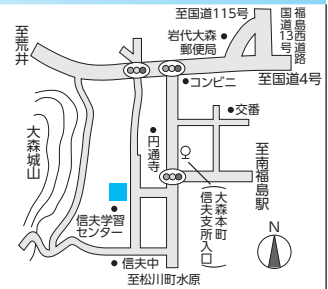
松川支所 〒960-1241 松川町字杉内33 ☎567-2111

- 福島交通バス：まつかわ
幼稚園經由水原行
松川支所下車徒歩1分
- 松川学習センターと合築
P 110台



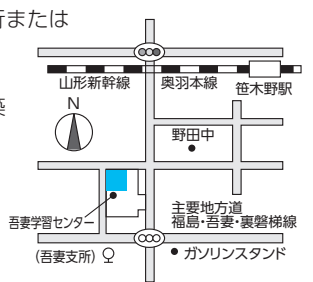
信夫支所 〒960-1101 大森字馬場1 ☎545-2170

- 福島交通バス：平田行
大森本町信夫支所入口
下車徒歩3分
- 信夫学習センターと合築
P 50台



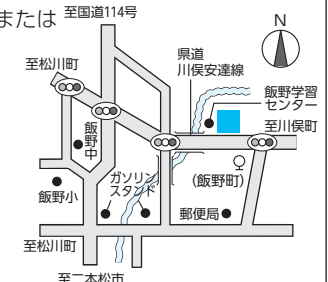
吾妻支所 〒960-8057 笹木野字折杉41-1 ☎526-3350

- 福島交通バス：上姥堂行または
上姥堂經由高湯温泉行
吾妻支所下車徒歩3分
- 吾妻学習センターと合築
P 110台



飯野支所 〒960-1301 飯野町字後川10-2 ☎562-2111

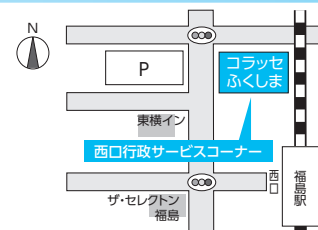
- 福島交通バス：飯野町行または
医大立子山經由飯野町行
飯野町下車すぐ
- 飯野学習センターと合築
P 39台



●西口行政サービスコーナーは、市民課の出先機関であり、主として証明業務をおこなう市民サービス窓口です。

西口行政サービスコーナー 〒960-8053 三河南町1-20 コラッセふくしま1階 ☎525-4021

- 福島駅西口から徒歩3分
- ☎月～金 9:00～19:00 休 祝日 (祝日が日曜日にあたるときはその後の最も近い平日) 年末年始
- P 有 (30分まで無料)
- ▶ [ホームページ](#) ง่ายๆ アクセス 50



各施設の電話番号

行政機関等

福島市役所 ……(代)535-1111 五老内町3-1
 ※各課直通電話番号はP.42・43をご覧ください。
 ※西口行政サービスコーナー、各支所・出張所の電話番号等はP.38・39をご覧ください。

保健福祉センター ……525-7670 森合町10-1
 市民活動サポートセンター ……526-4533 大町4-15
 公設地方卸売市場 ……553-1211 北矢野目字樋越1
 あぶくまクリーンセンター ……531-6662 渡利字梅ノ木畑1-1
 あらかわクリーンセンター ……545-4363 仁井田字北原1-1
 (リサイクルプラザ) ……539-9653 仁井田字北原3-3
 斎場 ……522-7463 渡利字仏根50-1
 御山墓地 ……535-1751 大明神12-3
 新山霊園 ……533-6223 岡部字新山3
 下水道管理センター ……535-1807 東浜町9-11
 消防本部 ……(代)534-0119 天神町14-25
 消防総務課 ……534-9101
 警防課 ……534-9102
 救急課 ……534-9106
 予防課 ……534-9103
 通信指令課 ……534-9104
 福島消防署 ……534-9105 天神町14-25
 (西出張所) ……591-4628 上野寺字辻48-2
 福島消防署清水分署 ……557-5415 泉字堀ノ内13-1
 飯坂消防署 ……542-2986 飯坂町字銀杏6-13
 (東出張所) ……553-7796 鎌田字一里塚7-3
 福島南消防署 ……547-3119 松川町浅川字床ノ窪12-2
 (杉妻出張所) ……546-2910 郷野目字東1-4
 福島南消防署信夫分署 ……593-1900 上島渡字寺北13-1

水道局 ……(代)535-1111 五老内町3-1
 ※各課直通電話番号はP.43をご覧ください。
 水道料金お客さまセンター(料金部門) ……(代)526-0735 小倉寺字赤坂12

学習センター等

こむこむ館 ……524-3131 早稲町1-1
 中央学習センター ……534-6631 松木町1-7
 三河台学習センター ……533-8330 野田町七丁目1-42
 渡利学習センター ……523-1551 渡利字岩崎町190
 杉妻学習センター ……545-5717 黒岩字田部屋53-2
 蓬萊学習センター(本館) ……549-1821 蓬萊町四丁目1-2
 蓬萊学習センター分館 ……549-1636 蓬萊町四丁目1-1
 清水学習センター(本館) ……557-7400 御山字松川原5-1
 清水学習センター分館 ……557-1411 南沢又字柳清水8-1
 もちずり学習センター ……534-2470 岡部字高畑46
 北信学習センター ……554-1115 鎌田字中江1
 吉井田学習センター ……546-3445 仁井田字西下川原1-1
 西学習センター ……593-1013 上名倉字妻下4-2
 信陵学習センター ……558-1234 笹谷字オノ神1
 飯坂学習センター ……542-2122 飯坂町字銀杏6-11
 松川学習センター ……567-2323 松川町字杉内33
 信夫学習センター ……546-5207 大森字馬場1
 吾妻学習センター(本館) ……526-3353 笹木野字折杉41-1
 吾妻学習センター分館 ……591-4571 上野寺字下平場35-1
 飯野学習センター ……562-3335 飯野町字後川10-2

社会教育館「立子山自然の家」 ……597-2951 立子山字金井作1

蓬萊児童センター ……549-8764 蓬萊町四丁目14-1
 清水児童センター ……559-1429 南沢又字上河原21-1

東浜児童センター ……531-5601 東浜町11-45
 野田児童センター ……556-1332 笹木野字館1-3
 渡利児童センター ……522-2564 渡利字番匠町43
 青少年センター ……535-7310 宮下町1-15

障がい者福祉施設

身体障がい者福祉センター腰の浜会館
 ……533-5261 腰浜町32-1
 福島県障がい者総合福祉センター ……521-2823 杉妻町2-16
 ふくしま基幹相談支援センター ……592-2025 南沢又字水門下160-1
 福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所
 ……533-8890 森合町10-1
 清心荘指定相談支援事業所 ……592-2020 南沢又字水門下160-1
 相談支援センターひびき ……522-6886 五月町1-15
 相談支援事業こじかキッズサポート ……529-5356 方木田字赤沢19-1

障害福祉サービス事業所については、障がい福祉課(525-3748)にお問い合わせいただくか、県または市のホームページでご確認ください。

高齢者福祉施設

老人福祉センター
 福島市老人福祉センター ……545-4511 仁井田字八ッ割川原3
 福島市敬老センター ……535-0111 霞町1-52
 福島市わたりふれあいセンター ……522-2563 渡利字番匠町43
 地域福祉センター
 福島市飯野地域福祉センター ……562-3946 飯野町字西宮平25-1
 地域包括支援センター
 福島市中央地域包括支援センター ……533-8891 森合町10-1
 福島市中央東地域包括支援センター ……525-7888 春日町14-14
 福島市中央西地域包括支援センター ……563-4880 野田町一丁目12-72
 福島市渡利地域包括支援センター ……515-3135 渡利字中江町29-3
 福島市杉妻地域包括支援センター ……573-8130 太平寺字町ノ内30
 福島市蓬萊地域包括支援センター ……547-2345 田沢字入20
 福島市清水東地域包括支援センター ……558-7300 北沢又字番匠田5
 福島市清水西地域包括支援センター ……591-4876 南沢又字水門下160-3
 福島市信陵地域包括支援センター ……558-7867 大笹生字向平6-1
 福島市北信東地域包括支援センター ……553-1555 瀬上町字四斗時1-1
 福島市東部地域包括支援センター ……536-5001 山口字梅本31-8
 福島市北信西地域包括支援センター ……552-5544 本内字西河原5-76
 福島市吉井田地域包括支援センター ……546-6222 吉倉字谷地36-1
 福島市西部地域包括支援センター ……594-5800 土湯温泉町字坂ノ上23
 福島市飯坂南地域包括支援センター ……542-8779 飯坂町平野字小深田1-5
 福島市飯坂北地域包括支援センター ……573-6077 飯坂町中野字高田前2-16
 福島市飯坂東地域包括支援センター ……542-8411 飯坂町湯野字梁尻1-1
 福島市松川地域包括支援センター ……567-5840 松川町字産子内1-1
 福島市信夫地域包括支援センター ……593-0151 上島渡字北河原2-1
 福島市吾妻東地域包括支援センター ……555-3522 笹木野字水口下13-1
 福島市吾妻西地域包括支援センター ……591-3708 在庭坂字志津山6-1
 福島市立子山・飯野地域包括支援センター ……562-4110 飯野町字西宮平25-1

介護保険施設については、介護保険課(525-6551)又はお近くの地域包括支援センターでお問い合わせいただくか、市のホームページ内「事業所一覧表」でご確認ください。

各施設の電話番号

交通

- J R東日本お問い合わせセンター ……050-2016-1600
- ジェイアールバス東北(株)福島支店 …… 534-2011
- 福島交通(株)福島支社 ……535-4101
- 福島交通飯坂線電車案内 ……557-9552
- 阿武隈急行福島駅 ……522-1322

観光案内

- 一般社団法人 福島市観光コンベンション協会
- 福島市観光案内所(西口) …… 531-6428
- ふくしまバリアフリーツアーセンター ……531-7382
- 飯坂温泉観光協会 ……542-4241
- 土湯温泉観光協会 ……595-2217
- 高湯温泉観光協会 ……591-1125
- 福島市旅館ホテル協同組合 ……522-9528

各種施設

- ふくしま情報ステーション ……525-4020
- 道の駅ふくしま ……572-4588 大笹生字月崎1-1
- 旧堀切邸 ……542-8188 飯坂町字東滝ノ町16
- 四季の里 ……593-0101 荒井字上鷲西1-1
- 水林自然林 ……593-2954 荒井字地藏原乙1-5
- 小鳥の森 ……531-8411 山口字宮脇98
- 吾妻高原スカイランド ……572-5717 町庭坂字蓬平1-16
- ふくしま児童公園SFCももりんパーク(児童公園) ……572-3575 桜木町7-36
- 浄土平ビジターセンター …(市外局番0242) 64-2105 土湯温泉町字鷲倉山1地内
- 浄土平天文台 ……(市外局番0242) 64-2108 土湯温泉町字鷲倉山1地内
- 浄土平レストハウス ……(市外局番0242) 64-2100 土湯温泉町字鷲倉山1地内
- UFOふれあい館 ……562-2002 飯野町青木字小手神森1-299
- UFO物産館 ……562-4711 飯野町青木字小手神森1-300
- 古閑裕而記念館 ……531-3012 入江町1-1
- 民家園 ……593-5249 上名倉字大石前地内
- 郷土史料室 ……563-7858 松山町39-1
- 福島県立美術館 ……531-5511 森合字西養山1
- ふくしん夢の音楽堂(音楽堂) ……531-6221 入江町1-1
- パルせいいざか ……542-2121 飯坂町字筑前27-1
- キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ) ……521-1500 上町4-25
- とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター) ……534-9191 春日町5-54
- アクティブシニアセンター・アオウゼ… 533-2344 曾根田町1-18 (MAXふくしま4階)
- 市立図書館 ……531-6551 松木町1-1
- 西口ライブラリー ……525-4023 三河南町1-20(コラッセふくしま3階)
- 福島県立図書館 ……535-3218 森合字西養山1
- 市民会館 ……535-0111 霞町1-52
- 旧佐久間邸 ……546-3948 佐倉下字加藤7-6
- 草心苑 ……573-5061 仲間町3-21
- もにわの湯 ……596-1811 飯坂町茂庭字清水川原21-2
- あったか湯 ……591-1125 町庭坂字高湯25
- 中之湯 ……563-3991 土湯温泉町字下ノ町5
- 土湯温泉まちおこしセンター ……595-2217 土湯温泉町字下ノ町22-1
- 土湯温泉観光交流センター ……572-5503 土湯温泉町字坂ノ上27-3
- ヘルシーランド福島 ……536-5600 岡部字上川原26
- サンライフ福島 ……553-5529 北矢野目字檀ノ腰6-16
- じょーもびあ宮畑 ……573-0015 岡島字宮田78
- 花の写真館(写真美術館) ……563-4990 森合町11-36

- NCVふくしまアリーナ(福島市体育館・武道場) ……535-4106 霞町4-45
- 誠電社WINDYスタジアム(信夫ヶ丘競技場) ……533-2267 古川14-1
- 信夫ヶ丘球場 ……533-2267 古川14-2
- 中央市民プール ……534-7934 堀河町2-50
- 森合市民プール ……558-2210 森合字上柳内1-1
- インテックテニスガーデン(庭球場)・弓道場…557-1511 森合字上柳内1-1
- 福島トヨタ クラウンアリーナ(国体記念体育館) ……539-5500 仁井田字西下川原41-1
- 飯坂野球場 ……558-6151 飯坂町字館11-3
- 飯坂武道場 ……558-6151 飯坂町字館6-6
- 湯野地区運動場 ……558-6151 飯坂町湯野字暮坪山3-4
- 清沢地区体育館 ……567-5617 田沢字沼ノ上1
- 松川地区体育館 ……567-5617 松川町字稲荷14
- 東部体育館 ……536-1508 岡部字高畑46-4
- 南体育館 ……567-5617 松川町浅川字笠松11-2
- 西部体育館 ……591-3506 笹木野字弘川添20-1
- サイクリングハウス ……533-2267 本内字南下釜2-2
- 十六沼公園体育館 ……558-6151 大笹生字廻板山341
- 十六沼公園サッカー場 ……558-6151 大笹生字廻板山1-7ほか
- 十六沼公園スケートボードパーク ……558-6151 大笹生字廻板山1-83
- 十六沼公園屋根付運動場 ……558-6151 大笹生字前川子坂6-1
- NCVふくしまパークゴルフ場(福島市パークゴルフ場) ……572-5786 山田字細谷1
- 飯野地区体育館 ……567-5617 飯野町明治字芳作62-1
- 飯野野球場 ……567-5617 飯野町字西金山10
- 蓬萊中央公園 ……567-5617 蓬萊町四丁目14番

緊急時の連絡先

- 事件・事故 **110** (警察)
- 火事・救助・救急 **119** (消防)

福島市役所	535-1111
福島市危機管理室	525-3793
(最寄りの支所)	-
福島市水道局	535-1116
福島市消防本部	534-0119
福島消防署	534-9105
飯坂消防署	542-2986
福島南消防署	547-3119
(最寄りの署所)	-
火災などの災害情報案内	0180-992919 (固定・携帯電話専用) 533-0119 (IP電話、PHS専用)
福島警察署	522-2121
福島北警察署	554-0110
(最寄りの交番)	-
電気(東北電力 停電時)	0120-175-366
ガス(福島ガス)	534-2176
電話(NTT故障時)	113
天気予報(NTT)	177
災害用伝言ダイヤル(災害時)	171
福島市夜間急病診療所	525-7672
(最寄りの病院)	-

各施設の電話番号（福島市役所各課直通番号）

危機管理室 525-3793

政策調整部

政策調整課	
企画政策係	525-3708
総合計画係	525-3788
広域連携推進係	525-3788
統計係	525-3771
シティセールス推進室	525-3708
広聴広報課	525-3710
地域共創課	525-3731
デジタル推進課	572-3943
情報企画課	525-3709

総務部

総務課	
総務係	525-3701
行政経営係	535-1138
文書係	535-1274
市民情報室	525-3714
秘書課	525-3702
人事課	525-3703
男女共同参画センター	525-3784

財務部

管財課	535-1140
契約検査課	525-3705
財政課	525-3704
市民税課	
税制係	525-3713
市民税第一係	525-3791
市民税第二係	525-3792
市民税第三係	525-3712
資産税課	
償却資産係	525-3730
土地係	525-3715
家屋係	525-3716
納税課	
納税管理係	525-3717
納税第一係	573-4071
納税第二係	573-4072
納税第三係	573-4073
滞納整理推進室	573-4074
財産マネジメント推進課	563-3093
公共建築課	525-3758
	572-3934

商工観光部

産業雇用政策課	515-7746
商工業振興課	
商業振興係	525-3720
工業振興係	525-3721
創業推進係	525-7658
企業立地課	525-3723
コンベンション施設整備課	572-5719
観光交流推進室	
観光企画戦略係	515-6012
温泉地振興係	572-5717
地域資源振興係	525-3722
観光プロモーション係	572-5718

農政部

農業企画課	
農政企画係	525-3726
農業担い手係	525-3740
農業被害対策係	525-3727
農業振興課	
生産振興係	525-7720
販売促進係	529-7663
農林整備課	
管理係・農業施設係	525-3728
林務係・地籍森林係	525-3729

市民・文化スポーツ部

生活課	
安全安心・避難者支援係	525-3787
消費生活センター	525-3774
市民課	
戸籍係	525-3733
総合窓口係	525-3732
登録係	573-1020
スマート窓口推進係	535-7311
西口行政サービスコーナー	525-4021
国保年金課	
総務給付係	525-3773
国保資格係	525-3735
後期高齢者医療係	525-3724
国民年金係	525-3738
定住交流課	
出会い定住応援係	572-5451
都市間交流係	525-3739
文化スポーツ振興室	
文化振興課	525-3785
スポーツ振興課	525-3786

環境部

環境課	525-3742
環境保全係	573-2557
放射線モニタリングセンター	525-3210
ごみ減量推進課	525-3744
ふれあい訪問収集係	544-0910
廃棄物対策課	529-5266
あぶくまクリーンセンター	531-6662
あらかわクリーンセンター	545-4363
リサイクルプラザ	539-9253
環境施設整備室	515-6013
環境再生推進室	
除染総務係	535-1136
仮置場対策第一係・仮置場対策第二係	515-5006

健康福祉部

共生社会推進課	
地域福祉係	525-3760
地域共生係	572-3948
医療助成係	525-3747
生活福祉課	
生活支援係	525-3725
保護第一係	572-5465
保護第二係	572-5466
保護第三係	572-5467
保護第四係	572-5468
障がい福祉課	

各施設の電話番号 (福島市役所各課直通番号)

障がい庶務係	525-3748
自立支援係	525-3746
障がい給付係	525-3796
長寿福祉課	
長寿福祉係	525-7656
長寿支援係	525-7657
地域包括ケア推進室	529-5064
介護保険課	
介護資格係	525-6551
介護認定係	525-6552
介護給付係	525-6587
福祉監査課	597-6468
保健所	
保健総務課	
総務管理係	525-7670
保健企画係	597-8614
放射線健康管理係	525-7681
地域医療係	572-7602
医事業事係	597-6221
医療安全支援センター	597-6238
衛生課	
生活衛生係	597-6319
食品衛生係	597-6358
動物愛護係	597-6409
保健予防課	
検診予防係	525-7680
難病支援係	573-4384
感染症対策係	572-3152
健康推進課	
健康増進係	597-8616
地域保健第一係	525-7674
地域保健第二係	572-3120

こども未来部

こども政策課	
こども青少年政策係	572-3416
子育て支援係	525-3767
子育て給付係	572-7103
こども家庭課	
こども家庭係	572-7106
家庭支援係	525-3780
母子保健係	525-7671
こども発達支援センター	534-6074
幼稚園・保育課	
幼保企画係	597-6726
幼保管理係	572-3418
幼保認定係	525-3750
幼保給付係	573-2021
幼保支援係	572-3122

建設部

路政課	
建設総務係・事業調整係	525-3770
路政占用係	529-7687
道路保全課	525-3754
道路建設課	525-3755
河川課	525-3756

都市政策部

都市計画課	
都市計画係	525-3761
まちづくり推進係・景観係	573-4979
交通政策課	525-3762
開発建築指導課	
指導係	525-3764
開発審査係	525-3790
建築審査係	572-5724
公園緑地課	
管理係	525-3765
施設係	525-3737
市街地整備課	525-3763
住宅政策課	
住宅政策係	525-3757
市営住宅係	525-3757
	529-7693
空き家対策係	573-2751
下水道総務課	
庶務係・普及業務係	525-3789
浄化槽係	525-3768
下水道建設課	
計画係	525-3769
建設第一係	572-3872
建設第二係	572-3873
下水道管理センター	535-1807

会計課 525-3772

議会事務局

総務課	525-3775
議事調査課	525-3776

選挙管理委員会事務局 525-3777

監査委員事務局 525-3778

農業委員会事務局 525-3779

教育委員会事務局

教育総務課	525-3781
学校教育課	
庶務係	572-3987
管理係・指導係	525-3782
教育施設管理課	525-3706
教育研修課	
教育支援係	536-6500
研修係	529-7735
学校ICT推進係	572-5545
生涯学習課	525-3783

水道局

水道総務課	535-1116
営業企画課	535-1120
経理課	535-1121
配水課	535-1122
給水課	535-1126
建設課	535-1129
施設管理センター	522-2233



福島市の歴史再発見

■ 福島市の地名の由来

由来については諸説ありますが、有力な説として、大森城代であった木村吉清が杉目城(今の県庁付近)に移る際に「福島」と名づけた、という説があります。

1590(天正18)年に会津領主となった蒲生氏郷は、翌年には92万石を治め、国内第3位の大名になりました。氏郷は広い領内支配のため各地に支城をおいて、家臣を城代(領主の命令によって城を守る人)としていました。

1591(天正19)年に氏郷の家臣となった木村吉清は、信夫5万石をあたえられ、城代として大森城に入りました。大森城は、小高い山に築かれた守りの固い城でした。しかし、秀吉が天下を統一し、戦いがなくなると、城は山から平地におりてきます。吉清も1592(文禄1)年から93年にかけて、杉目城に移りました。

1592(文禄1)年に氏郷が、会津黒川を若松と改めますが、これにあやかかって杉目を「福島」に改めたといわれています。

■ 福島城

江戸時代には、現在の福島県庁の敷地を中心に「福島城」がありました。大きさは75,790坪(約25ヘクタール)で東西600mでした。

現在残っている福島城の跡は、県庁西庁舎南側の駐車場に土塁の一部と紅葉山公園に地内庭園の姿をとどめるのみです。

■ 福島市の誕生

● 1868(明治元)年県内の戊辰戦争が終わり、福島藩主であった板倉勝達は、1869(明治2)年に三河国重原へ移り、1702(元禄15)年から167年に及ぶ福島藩主板倉氏の時代は終わりました。

● 1869(明治2)年7月に信夫・伊達・安達の三郡を統合して「福島県」が誕生しました。

● 1871(明治4)年、城下町福島町の名称を正式に「福島町」としました。同年廃藩置県がおこなわれ、福島県は一時二本松県と改称されましたが、その後また復活しました。

● 1876(明治9)年8月21日、福島県に若松県、磐前県が合併し、現在の福島県の原形が成立し、県庁は福島町に置かれました。

● 1889(明治22)年4月、福島町は曾根田村と合併して、新しい福島町が誕生しました。人口は17,492人でしたが、その後、年々人口が増加してきました。

● 1907(明治40)年4月1日、福島町に市制が施行され「福島市」が誕生しました。4月1日現在の戸数5,251戸、人口31,835人で、若松市(明治32年4月1日)に次いで県下2番目の市制施行でした。初代の市長には、7月16日二宮哲三氏が就任しました。

● 2007(平成19)年4月1日、市制施行100周年を迎えました。

福島市の文化財

宮畑遺跡

史跡公園愛称：じょーもびあ宮畑

(国指定史跡)
約4,500~2,500年前の
縄文時代のムラのあと

宮畑遺跡は、福島市を代表とする縄文時代中・後・晩期の遺跡です。縄文時代中期の焼けた家の跡や、縄文時代晩期の全国でも最大級の直径90cmの柱を使った建物跡が発見され、平成15年8月27日に国史跡に指定されました。平成27年8月8日に全面開園し、屋内・屋外展示の見学や縄文体験ができる施設となっています。

☎ じょーもびあ宮畑 ☎ 573-0015 所 岡島字宮田78



黒岩虚空蔵 および満願寺

(市指定史跡および名勝)
昭和41年11月7日指定

黒岩と小倉寺をつなぐ蓬莱橋の上手、阿武隈川にのぞんだ西岸の懸崖に丑寅虚空蔵で親しまれる黒岩虚空蔵および満願寺があります。

この虚空蔵堂を中心に裏山一帯の松林の中には、十六羅漢石像が配置され、地続きに西には観音堂や黒巖山満願寺が、一つの霊場を形づくっています。数々の史跡をとどめるばかりでなく、その自然景観の妙は四季とどりに美しく、奇岩に富み、樹木の種類も多く、市民が遊歩するに足る名勝地を形成しています。

☎ 満願寺 ☎ 546-0096 所 黒岩字上ノ町43



陽林寺

(市指定史跡および名勝)
平成元年8月8日指定

16世紀の初頭に盛南禅師によって開かれた曹洞宗の寺です。寺の創建には、時の西山城主伊達植宗の諸寄進が預かって大きく開基とされており、その証状等の中世文書は寺宝として今に伝存しています。

広い境内には盛南禅師の座禅石があり、開基伊達植宗や大森城主伊達実元の墓碑などがあって史跡に富み、寺を囲みこんだ緑や春の桜、秋の紅葉、野鳥の声をめでながら歴史を思い散策するのに最適の場となっています。

☎ 陽林寺 ☎ 546-0177 所 小田字位作山13



福島市民家園

(国指定重要文化財等10件所在)

江戸時代中期から明治時代にかけての県北地方の民家を中心に、梁川村(現在の伊達市)の芝居小屋である「旧広瀬座」、福島市内の商人宿、料亭等を移築復元し、庭や畑と共に当時の環境を再現しています。

復元した建物を活用し、時節ごとに年中行事の再現や、わら細工などの昔の生活技術の体験行事などを催しており、年間を通して様々な楽しみ方ができる場所です。

☎ 福島市民家園 ☎ 593-5249
所 上名倉字大石前地内(あづま総合運動公園内)



旧広瀬座(国指定重要文化財)



年中行事 小正月

ふくしまのトピックス

福島市は四季折々に魅力のあるまちです。吾妻山の雪解けと花々が美しく開花する春花火大会やわらじ祭り、モモの実りの夏くだものの味覚と美しい紅葉が彩る秋豊富な温泉が優しく迎える冬ここでは、そんな福島市のトピックスをいくつかご紹介します。



くだものの宝石箱ふくしま市



気候、風土に恵まれた福島市では、初夏のサクランボ、夏のみも、秋のナシ・ブドウ、初冬のリンゴや冬から春にかけてのイチゴなど年間を通して新鮮なくだものを楽しむことができます。その種類の多さと確かな品質は、まさに「くだもの宝石箱ふくしま市」です。

吾妻山のふもとを走るフルーツライン周辺では、観光果樹園でのくだもの狩りを楽しむことができます。

福島県くだもの消費拡大委員会▶



吾妻山と雪うさぎ

春になると吾妻山に降り積もった雪が少しずつ解けてゆき、残雪がうさぎに似た形として山肌に現れます。

これが「雪うさぎ」や「種蒔きうさぎ」と呼ばれており、福島市の春のシンボルとなっています。



吾妻八景 磐梯吾妻スカイライン

磐梯吾妻スカイラインの吾妻八景は、作家井上靖氏が代表的な景勝地を選び命名したものです。

白樺の峰、つばくろ谷、天狗の庭(写真)、浄土平、双竜の辻、湖見(うみみ)峠、天風境、国見台の八景の変化に富んだ景観をお楽しみください。



信夫山(しのぶやま)

福島市の中央部にぽっかりと浮かぶような山。

これが羽山・羽黒山・熊野山の三峰からなる信夫山です。展望台からは、市街地を広く見渡すことができます。毎年2月に開催される暁まいりでは日本一の大わらじが奉納される羽黒神社や桜の名所信夫山公園があるのも、この信夫山です。



福島三名湯公衆浴場

個性豊かな福島の三名湯をお楽しみください。

〔飯坂温泉〕

鯖湖、仙気、導専、切湯、八幡、大門、天王寺穴原(大人200円、子供100円) 波来湯(大人300円、子供150円)

〔土湯温泉〕

中之湯(大人500円、子供250円)

〔高湯温泉〕

あったか湯(大人250円、子供120円)



※詳しくは「福島市 共同浴場」で検索

道の駅ふくしま

令和4年4月オープン。季節の野菜や果物が購入できる直売所・物販コーナー、地元食材を使用した様々な料理が楽しめるレストランやフードコートのほか、屋内こども遊び場やドッグランなど、多くの皆さまに楽しんでいただける、地域振興の拠点施設です。



〒道の駅ふくしま ☎572-4588

ミスピーチキャンペーンクルー

福島産くだもの消費拡大とイメージアップのため、ミスピーチキャンペーンクルーが全国各地でPR活動を行っています。

令和5年度は、第61代目となる10名のクルーが、元気に明るい笑顔で福島のかくだもの魅力を全国へ伝えていきます。



浄土平天文台

磐梯朝日国立公園の標高1,600mに位置し、周辺の空気が澄んでいて人工的な明かりも届かない浄土平は、全国的なスターウォッチングポイントです。直径5.5mのドームと口径40cmの望遠鏡や太陽望遠鏡などの設備を備え、宇宙をより身近に感じさせてくれます。日本で一番標高の高い公開天文台です。

☎浄土平天文台

☎(市外局番0242)64-2108(冬期休館)



古関裕而記念館

古関裕而記念館では、わが市の名誉市民第一号である古関裕而氏の生い立ちや作品等が紹介され、古関メロディーを聴くことができます。

令和3年3月には展示内容を一新し、最新の立体音響による目玉展示を導入するなどリニューアルオープンしました。

☎古関裕而記念館 ☎531-3012

休12/29~1/3



JRA福島競馬場

福島競馬場は大正7年から100年以上の長い歴史を持つ、東北では唯一の日本中央競馬会の競馬場です。

県内外から多くの競馬ファンが訪れます。馬場内広場では、春・夏・秋の開催期間中は、様々なイベントが行われます。

☎福島競馬場 ☎534-2121

<http://www.jra.go.jp/facilities/race/fukushima/index.html>



生活をうるおす ふくしまの水

福島市の水道水は、深い山々が育む清流「摺上川」を水源としており、周辺を水源保護地域に指定されているため、水質の面で非常に恵まれた、良質でおいしい水道水です。

日本の水道水の硬度は平均50mg/ℓの軟水といわれていますが、福島市の水道水の硬度は15~18mg/ℓと、体にやさしい超軟水です。

